

2025 年 11 月
新株式発行並びに株式売出届出目論見書



明日を織りなす、決断のパートナー



辻・本郷 ITコンサルティング

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式400,010千円（見込額）の募集及び株式561,100千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式154,755千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月18日に関東財務局に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

辻・本郷ITコンサルティング株式会社

東京都渋谷区代々木一丁目36番4号全理連ビル5階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、該当ページをご参照ください。



Mission

無数の選択肢から、 より良い決断に導く

無数の選択肢から、より良い決断に導くさまざまな情報・サービスがあふれる現代。

私たちにとっての選択肢は無数に増えました。

そのひとつひとつの選択肢は、人のためを思って生み出された、価値あるものです。

しかし現実には、多すぎる選択肢こそがノイズとなり、人を、ゴールの见えない迷路に迷いこませています。

今必要なのは、新たな選択肢ではなく、決断というゴールに導く案内人なのではないでしょうか？私たちはこう考え、現代を生きる全ての人を「より良い決断」に導くパートナーを目指します。

当社の強み

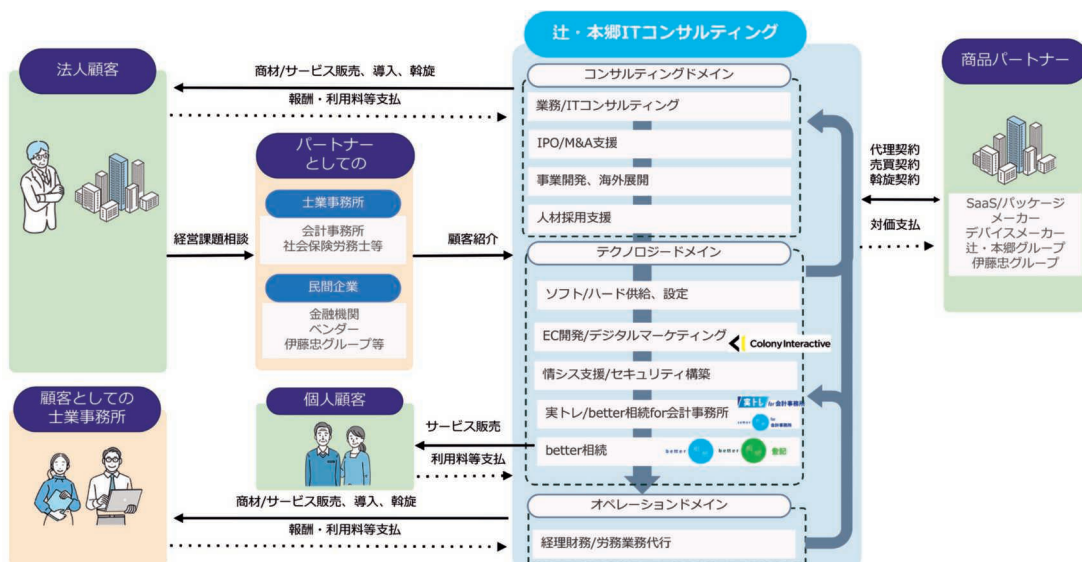
専門性の高いサービスを一気通貫で提供

当社グループは、辻・本郷税理士法人をはじめとする士業事務所や資本業務提携先である伊藤忠商事株式会社との強固なネットワークを基盤に、専門性の高いサービスをワンストップで提供することを強みにしております。



士業からのトスアップと盤石な経営基盤

当社グループは、辻・本郷税理士法人をはじめとする会計事務所からの案件紹介だけでなく、金融機関や各種ベンダー等との関係構築にも注力し、紹介元の拡大を図っています。



事業の内容

当社グループは、当社（辻・本郷ITコンサルティング株式会社）と連結子会社2社で構成されています。「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionの下、「専門家のノウハウを新たな次元へ再構築する」というVisionを掲げ、事業を推進しております。主に中堅・中小企業向けに、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関するプラットフォーム事業を単一セグメントとして展開し、「コンサルティングドメイン」「テクノロジードメイン」「オペレーションドメイン」の3つのドメインを通じて、お客様の多様な事業ニーズを一気通貫でサポートしています。近年、デジタル技術を活用した変化の激しいビジネス環境において、企業競争優位性の確立を目指すDXの推進は、社会的な重要課題となっています。DXの実現には、社内資産だけでなく、適切な外部人材の活用や外部システムの調達といった社外資産の活用も不可欠です。さらに、インボイス制度の施行や電子帳簿保存法の義務化といった法的整備に伴う業務上の課題も顕在化しています。

当社グループは、こうした状況に対し、お客様の業務の現状を詳細に分析・把握し、抽出した課題に対し、中立的な立場で最適な業務フロー改善サービスを提供します。これにより、お客様の収益向上を図り、企業競争優位性の確立を力強くサポートしてまいります。

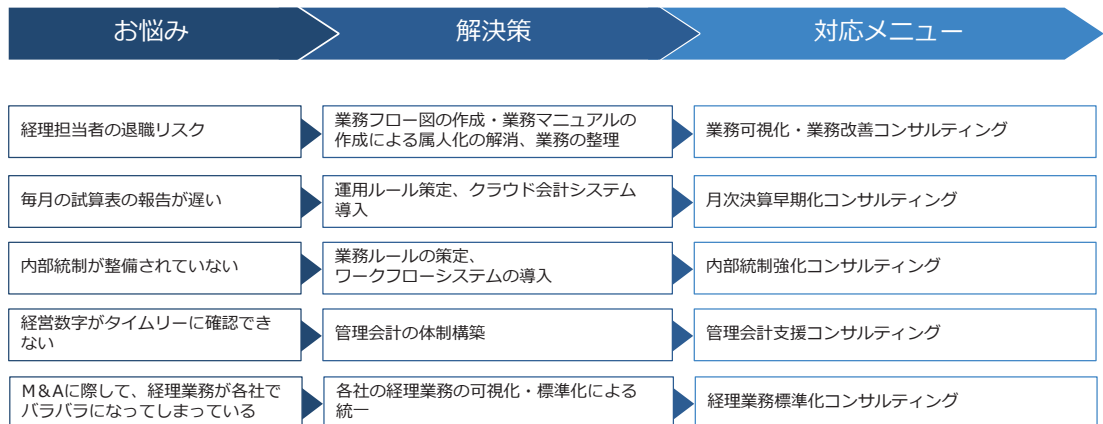


辻・本郷 ITコンサルティングが最適なソリューションをご提案

コンサルティングドメイン

公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門家チームが、法人顧客の業務フローを可視化し、課題を抽出して改善提案を行います。

業務系メニュー例



テクノロジードメイン

顧客の業務フローや組織に最適なシステムの導入支援や販売、ハードウェアの販売代理を行います。また、ECサイトの構築・システム保守・サイト運用支援、デジタル広告運用代行、データ分析基盤構築、EC周辺ツールの見直しなども手掛けます。Shopifyの最上位パートナー「Shopify plus partner」を獲得しており、ShopifyやEC-CUBEの決済ゲートウェイ開発やプラグイン開発も行っています。会計事務所向けSaaSとして「実トレfor会計事務所」と「better相続for会計事務所」を提供し、人材育成支援や教育研修サービス、相続税申告書作成ツール、最新情報やオリジナルコンテンツの配信サービスも提供しています。特定のツールや考え方にとらわれず、お客様にとっての「より良い選択肢」をゼロベースでご提案致します。

取扱い商品（抜粋）



オペレーションドメイン

システム設定代行から経理・財務・労務などのバックオフィス業務まで、幅広いアウトソーシングサービスを提供します。ITツールの導入支援や業務プロセスの最適化を通じて、顧客の業務効率化と内製化を支援し、人材派遣などの選択肢も提供しています。

主な提供サービス例



4. 業績等の推移

■主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第13期 2024年9月	第14期第3四半期 2025年6月
売上高	(千円) 1,291,001	1,548,011
経常利益	(千円) 109,555	241,734
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円) 78,546	166,411
包括利益又は四半期包括利益	(千円) 78,546	167,617
純資産額	(千円) 847,960	1,006,642
総資産額	(千円) 1,518,732	1,581,313
1株当たり純資産額	(円) 496.56	—
1株当たり当期(四半期)純利益	(円) 51.28	98.35
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益	(円) —	—
自己資本比率	(%) 55.3	63.7
自己資本利益率	(%) 9.3	—
株価収益率	(倍) —	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 97,873	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 5,654	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 683,237	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円) 866,820	—
従業員数	(名) 111	—
(ほか、平均臨時雇用人員)	(33)	(—)

- (注) 1. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。なお、企業結合日を2024年9月30日とし、同日現在の貸借対照表のみを連結しているため、第13期連結会計年度においては連結の範囲に含まれた子会社の業績は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、第13期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
6. 第13期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、史実監査法人により監査を受けております。
7. 第13期の財務活動によるキャッシュ・フローについては、新株発行によりキャッシュ・フローが大幅にプラスとなっております。
8. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

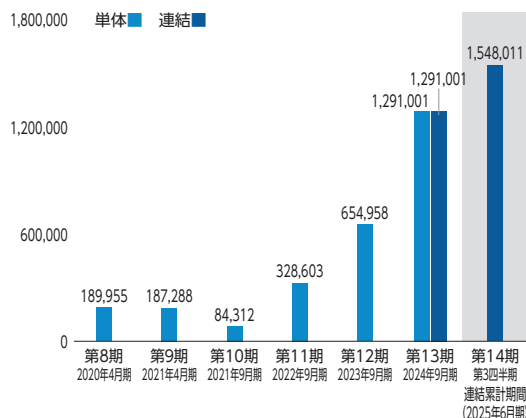
回次 決算年月	第8期 2020年4月	第9期 2021年4月	第10期 2021年9月	第11期 2022年9月	第12期 2023年9月	第13期 2024年9月
売上高	(千円) 189,955	187,288	84,312	328,603	654,958	1,291,001
経常利益	(千円) 36,129	30,786	14,734	120,533	101,049	128,831
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円) 24,813	21,422	459	△204,301	68,592	91,154
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—	—	—	—
資本金	(千円) 30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(株) 600	600	600	676,790	676,790	845,994
純資産額	(千円) 143,478	104,900	105,360	93,034	161,627	852,779
総資産額	(千円) 168,884	128,203	123,521	206,481	360,201	1,237,196
1株当たり純資産額	(円) 239,130.43	174,834.95	175,600.70	137.46	119.41	504.01
1株当たり配当額	(円) —	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円) (—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円) 41,356.48	35,704.51	765.75	△340.50	50.68	59.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 85.0	81.8	85.3	45.1	44.9	68.9
自己資本利益率	(%) 18.9	17.2	0.4	—	53.9	18.0
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	—	59,978	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	—	△82,795	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	—	△2,904	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) —	—	—	—	80,056	—
従業員数	(名) 6	7	7	63	49	73
(ほか、平均臨時雇用人員)	(2)	(1)	(1)	(7)	(11)	(33)

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第8期、第9期、第10期、第11期及び第13期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降にかかる主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
8. 第11期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第93条の2第1項の規定に基づき、史実監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 第11期の当期純損失の要因は、株式分割betterを2022年9月30日付で吸収合併したことに伴い受け入れたのれんの減損損失の計上等によるものであります。
10. 第8期、第9期、第10期及び第11期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。また、第13期より連結財務諸表を作成しているため、第13期のキャッシュ・フローに係る各項目については記載しております。
11. 当社は、2022年9月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。また、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
12. 2021年6月28日開催の定時株主総会決議により、決算期を4月30日から9月30日に変更しました。従って、第10期は、決算期変更により2021年5月1日から2021年9月30日まで5カ月間となっております。
13. 第11期の発行済株式総数の増加は、2022年9月29日付で株式1株につき1,000株の分割を行ったことによるものであり、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
東京証券取引所自主規制法人の「受担当客宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について」(平成24年8月21日東京証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
また、2022年9月30日付の吸収合併に伴い76,790株の新株発行を行っております。
なお、第8期、第9期、第10期及び第11期の数値については、史実監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第8期 2020年4月	第9期 2021年4月	第10期 2021年9月	第11期 2022年9月	第12期 2023年9月	第13期 2024年9月
1株当たり純資産額	(円) 119.57	87.42	87.80	68.73	119.41	504.01
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円) 20.68	17.85	0.38	△170.25	50.68	59.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円) —	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円) —	—	—	—	—	—

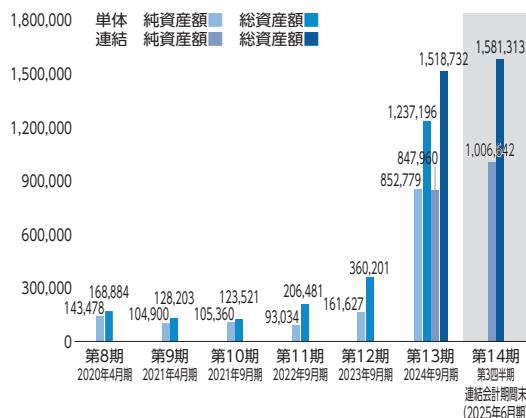
売上高

(単位：千円)



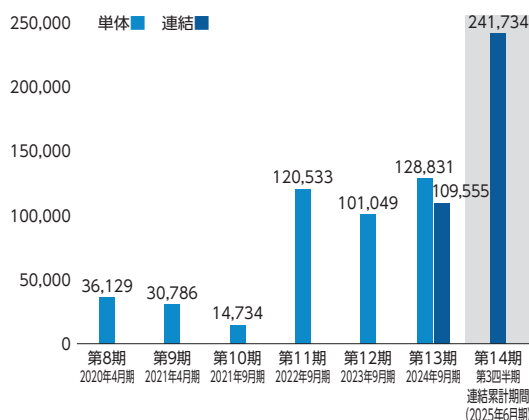
純資産額／総資産額

(単位：千円)



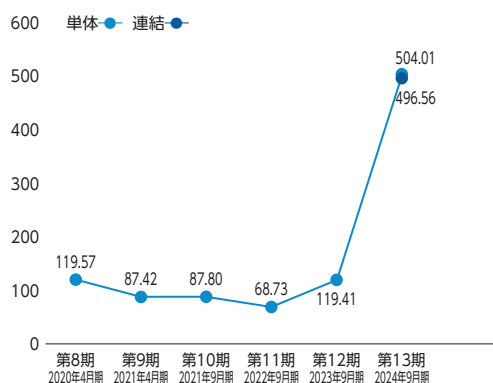
経常利益

(単位：千円)



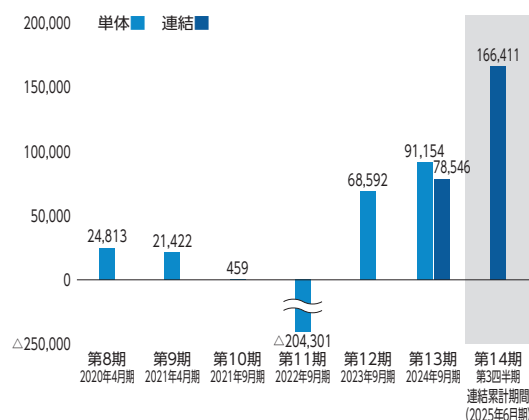
1株当たり純資産額

(単位：円)



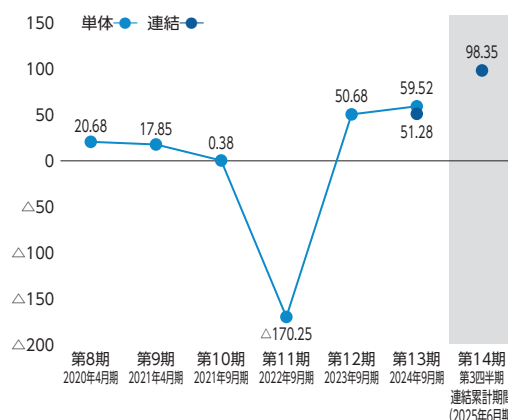
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



(注) 2022年9月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。また、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	6
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	7
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	24
3 【事業等のリスク】	25
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
5 【経営上の重要な契約等】	36
6 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	38

第4	【提出会社の状況】	39
1	【株式等の状況】	39
2	【自己株式の取得等の状況】	54
3	【配当政策】	54
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5	【経理の状況】	68
1	【連結財務諸表等】	69
2	【財務諸表等】	142
第6	【提出会社の株式事務の概要】	167
第7	【提出会社の参考情報】	168
1	【提出会社の親会社等の情報】	168
2	【その他の参考情報】	168
第四部	【株式公開情報】	169
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	169
第2	【第三者割当等の概況】	171
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	171
2	【取得者の概況】	173
3	【取得者の株式等の移動状況】	174
第3	【株主の状況】	175
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2025年11月18日		
【会社名】	辻・本郷 I T コンサルティング株式会社		
【英訳名】	Tsuji Hongo IT Consulting Co., Ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役 黒仁田 健		
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木一丁目36番4号全理連ビル5階		
【電話番号】	03-5323-3797		
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 安東 容杜		
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木一丁目36番4号全理連ビル5階		
【電話番号】	03-5323-3797		
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 安東 容杜		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		400,010,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		561,100,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		154,755,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

(注) 本書中の「辻・本郷」の表記について、「辻」の文字はシステム上の制約から二点しんじようで表記していますが、商号における正式な表記は一点しんじようとなります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	260,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年11月18日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年12月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 上記とは別に、2025年11月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式85,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年12月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	260,000	400,010,000	216,476,000
計(総発行株式)	260,000	400,010,000	216,476,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年11月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,810円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は470,600,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2025年12月12日(金) 至 2025年12月17日(水)	未定 (注) 4.	2025年12月18日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年12月2日に仮条件を決定し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年12月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月18日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年12月19日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2025年12月4日から2025年12月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目25番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	260,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	260,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2025年12月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
432,952,000	20,000,000	412,952,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,810円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額412,952千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限142,374千円を合わせた、手取概算額合計上限555,326千円については、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
①人材採用費等の運転資金	444,253	2026年1月～2028年9月
②オフィス移転	111,072	2026年9月～2027年9月
合計	555,326	—

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

①人材採用費等の運転資金

当社事業を継続的に発展させるためには、専門性の高いコンサルタントの採用及び教育、並びに提携パートナーの拡充及び連携強化が重要であると認識しております。そのため人件費、研修採用費、業務委託費、新規取引先紹介に伴う支払手数料及び広告宣伝費の運転資金として、444,253千円を充当する予定であります。

②オフィス移転

上述のとおり、当社の事業を継続的に発展させるためには、専門性の高いコンサルタントの採用及び教育が重要であると認識しております。そのため、会計を中心とした高度な専門性をもった人材の採用を積極的に行い、従業員が高いモチベーションを保ちながら安心して長期的に働ける環境を整えるために、就業環境と採用優位性のある待遇整備にも注力してまいります。その一環としてオフィス移転のための敷金や内装設備等の資金として111,072千円を充当する予定であります。

なお、オフィス移転にあたっては、現時点で未確定の設備投資案件を含んでいることから、未充当額が生じた場合、事業拡大のための増加運転資金、営業人員等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	310,000	561,100,000	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 Hongo holdings株式会社 310,000株
計(総売出株式)	—	310,000	561,100,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,810円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2025年 12月12日(金) 至 2025年 12月17日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の全国の本 店及び営業 所	東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の 内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋 小網町17番10号 あかつき証券株式会 社 大阪府大阪市中央区 今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式 会社 東京都中央区日本橋 室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号 Jトラストグローバ ル証券株式会社 愛知県名古屋市中村 区名駅四丁目7番1 号 東海東京証券株式会 社 東京都千代田区麹町 一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都文京区小石川 一丁目1番1号 水戸証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年12月11日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	85,500	154,755,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 85,500株
計(総売出株式)	—	85,500	154,755,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,810円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び氏名又は 名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 2025年12月12日(金) 至 2025年12月17日(水)	100	未定 (注)2.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるHongo holdings株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式85,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 85,500株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2026年1月21日(水)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都新宿区新宿三丁目25番1号
	株式会社みずほ銀行 新宿支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるHongo holdings株式会社、当社株主(新株予約権者含む。)である伊藤忠商事株式会社、黒仁田健、安東容杜、菊池典明、大下宏樹、徳永和喜、当社グループ従業員1名、鬼澤英、辻・本郷税理士法人、猪野茂、神先孝裕及び桑木小恵子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年6月16日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合及びAGキャピタル株式会社は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2026年3月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された

有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年11月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期
決算年月	2024年 9 月
売上高	(千円) 1,291,001
経常利益	(千円) 109,555
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円) 78,546
包括利益	(千円) 78,546
純資産額	(千円) 847,960
総資産額	(千円) 1,518,732
1株当たり純資産額	(円) 496.56
1株当たり当期純利益	(円) 51.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円) —
自己資本比率	(%) 55.3
自己資本利益率	(%) 9.3
株価収益率	(倍) —
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円) 97,873
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円) 5,654
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円) 683,237
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円) 866,820
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	111 〔33〕

- (注) 1. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。なお、企業結合日を2024年9月30日とし、同日現在の貸借対照表のみを連結しているため、第13期連結会計年度においては連結の範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、第13期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
6. 第13期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、史彩監査法人により監査を受けております。
7. 第13期の財務活動によるキャッシュ・フローについては、新株発行によりキャッシュ・フローが大幅にプラスとなっております。

8. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年4月	2021年4月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	189,955	187,288	84,312	328,603	654,958	1,291,001
経常利益 (千円)	36,129	30,786	14,734	120,533	101,049	128,831
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	24,813	21,422	459	△204,301	68,592	91,154
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	600	600	600	676,790	676,790	845,994
純資産額 (千円)	143,478	104,900	105,360	93,034	161,627	852,779
総資産額 (千円)	168,884	128,203	123,521	206,481	360,201	1,237,196
1株当たり純資産額 (円)	239,130.43	174,834.95	175,600.70	137.46	119.41	504.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	41,356.48	35,704.51	765.75	△340.50	50.68	59.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.0	81.8	85.3	45.1	44.9	68.9
自己資本利益率 (%)	18.9	17.2	0.4	—	53.9	18.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	59,978	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△82,795	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△2,904	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	—	80,056	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	6 〔2〕	7 〔1〕	7 〔1〕	63 〔7〕	49 〔11〕	73 〔33〕

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第8期、第9期、第10期、第12期及び第13期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降にかかる主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

8. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、史彩監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 第11期の当期純損失の要因は、株式会社betterを2022年9月30日付で吸収合併したことに伴い受け入れたのれんの減損損失の計上等によるものであります。
10. 第8期、第9期、第10期及び第11期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。また、第13期より連結財務諸表を作成しているため、第13期のキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 当社は、2022年9月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。また、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
12. 2021年6月28日開催の定時株主総会決議により、決算期を4月30日から9月30日に変更しました。従って、第10期は、決算期変更により2021年5月1日から2021年9月30日までの5カ月間となっております。
13. 第11期の発行済株式総数の増加は、2022年9月29日付で株式1株につき1,000株の分割を行ったことによるものであり、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
また、2022年9月30日付の吸収合併に伴い76,790株の新株発行を行っております。
なお、第8期、第9期、第10期及び第11期の数値については、史彩監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年4月	2021年4月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
1株当たり純資産額 (円)	119.57	87.42	87.80	68.73	119.41	504.01
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	20.68	17.85	0.38	△170.25	50.68	59.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社は、2012年5月に東京都渋谷区に創業しました。事業拡大を目的として、2013年12月に辻・本郷税理士法人を中心とした辻・本郷グループに参画することに伴い、「辻・本郷ITコンサルティング株式会社」に商号変更するとともに、辻・本郷税理士法人内でインフラを担当していたIT部門を移管しました。以降、ソフト及びハード販売事業等を展開しております。また、グループ内での資本再編を経て2021年3月にHongo holdings株式会社が筆頭株主となっております。当社設立以降の変遷は、以下の通りであります。

年月	概要
2012年5月	東京都渋谷区渋谷にIT事業の企画、調査、開発、構築、コンサルティング等を目的として国際情報工学株式会社(資本金900万円)を設立
2013年12月	国際情報工学株式会社を辻・本郷ITコンサルティング株式会社へ商号変更、辻・本郷税理士法人のIT部門を移管し、ソフト及びハード販売を目的として事業を開始
2013年12月	本社を東京都新宿区西新宿に移転
2016年6月	本社を東京都新宿区新宿に移転
2021年7月	会計事務所向け人材支援及び教育研修サービスをSaaSで提供する「実トレfor会計事務所(旧 NEXTAプレミアム)」提供開始
2022年4月	大阪府大阪市北区に大阪支店開設
2022年9月	相続関連業務拡充のため、株式会社betterを吸収合併、相続事業提供開始
2023年5月	会計事務所向け相続申告業務をSaaSで提供する「better相続for会計事務所(旧 NEXTA相続)」提供開始
2023年9月	本社を東京都渋谷区代々木に移転
2023年9月	バックオフィス関連業務拡充のため、辻・本郷スマートアセット株式会社が運営するBPO事業を譲受
2024年3月	中堅・中小企業向けDX支援事業の推進に向けて伊藤忠商事株式会社と戦略的業務提携を締結
2024年9月	セールス・マーケティング関連業務拡充のため、コロニーインタラクティブ株式会社の株式取得による子会社化

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（辻・本郷 ITコンサルティング株式会社）、連結子会社2社により構成されており、「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionの下、「専門家のノウハウを新たな次元へ再構築する」というVisionを掲げ、3つのドメインにおいてDXに関するプラットフォーム事業を展開しております。

MISSION
私たちの使命

無数の選択肢から、より良い決断に導く

さまざまな情報・サービスがあふれる現代。私たちにとっての選択肢は無数に増えました。

そのひとつひとつの選択肢は、人のためを思って生み出された、価値あるものです。

しかし現実には、多すぎる選択肢こそがノイズとなり、人を、ゴールの見えない迷路に迷い込ませています。

今必要なのは、新たな選択肢ではなく、決断というゴールに導く案内人なのではないでしょうか？私たちはこう考え、現代を生きる全ての人を「より良い決断」に導くパートナーを目指します。

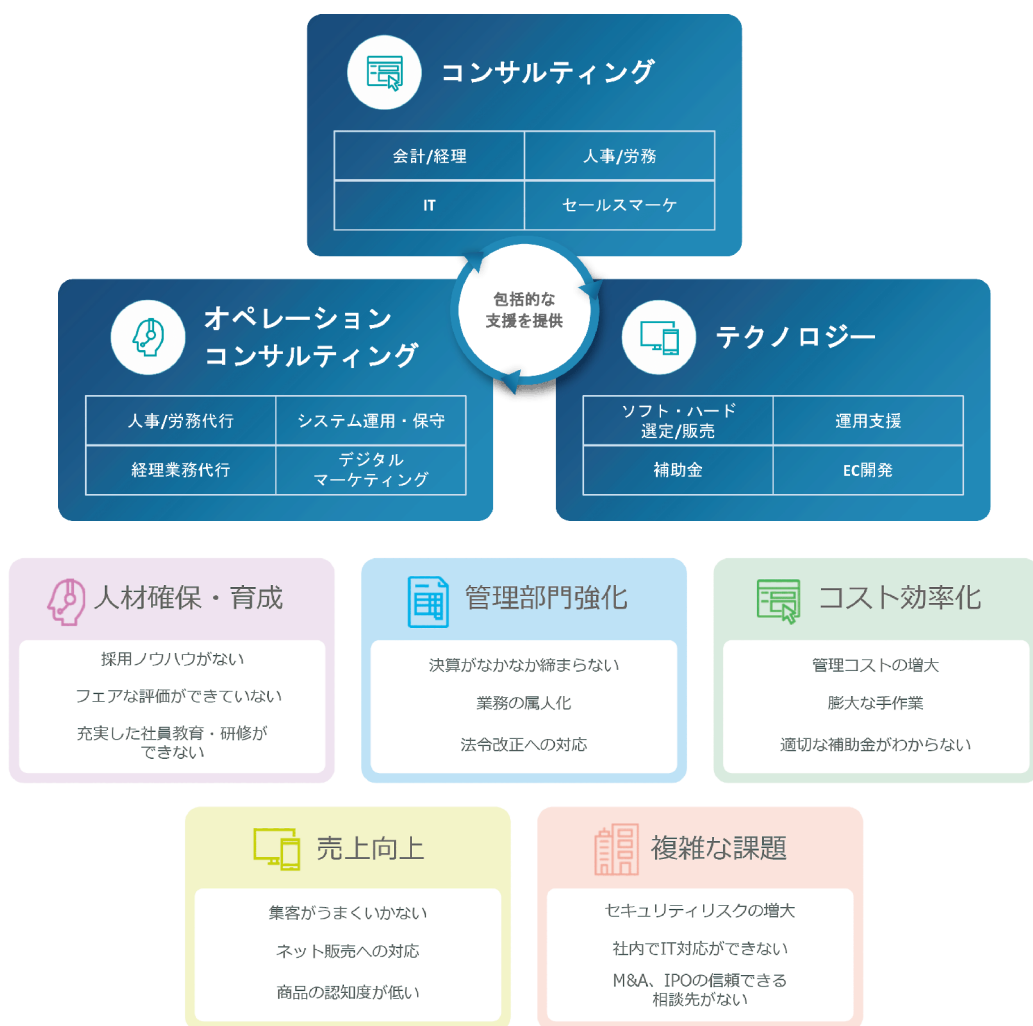
(2) 事業の概要

当社グループの事業はDXに関するプラットフォーム事業の単一セグメントですが、当社グループのMissionの追求並びにVisionを達成するために、コンサルティングドメイン、テクノロジードメイン及びオペレーションドメインの3つのドメインにおいて、事業を運営しております。

近年のデジタル技術を活用した変化の激しいビジネス環境に対応し、企業競争優位性の確立を目的とする「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が社会的に意識されております。このDX実現のためには社内資産のみならず、適切な外部人材の活用や、外部システムの調達等の社外資産も必要であるといわれております。

また一方で、インボイス制度の施行、電子帳簿保存法の義務化といった法的整備に伴い業務上の課題が顕在化しております。

私たちは、辻・本郷税理士法人をはじめとする士業事務所や資本業務提携先である伊藤忠商事株式会社との強固なネットワークを基盤に、専門性の高いサービスをワンストップで提供することを強みにしております。顧客における業務の現状を詳細に分析・把握し、抽出した課題に対して中立的な立場で組織の業務フロー改善に最適なサービスを提供することにより収益の向上を図り、企業競争優位性の確立をサポートいたします。



辻・本郷 ITコンサルティングが最適なソリューションをご提案

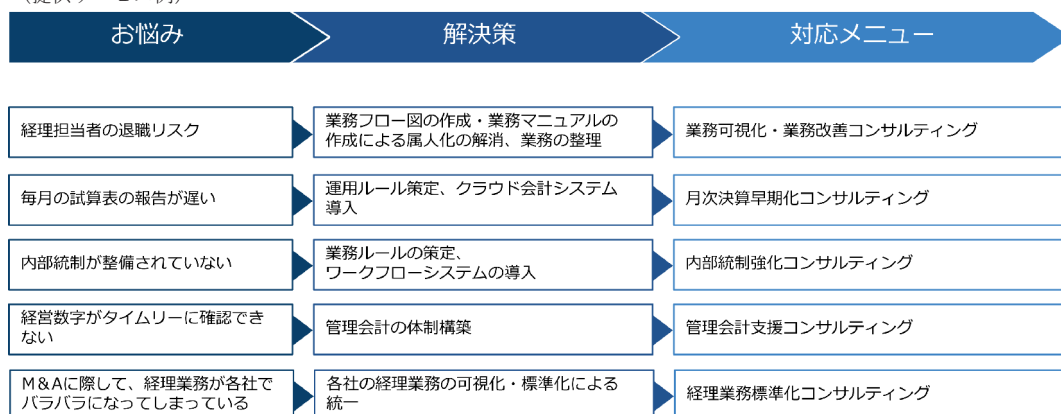
各ドメインの主たるサービス内容は以下のとおりです。

① コンサルティングドメイン

- ・業務フローの可視化と見直し等のコンサルティング（主な提供主体：辻・本郷ITコンサルティング株式会社）

当社グループの公認会計士や中小企業診断士などの専門家を中心としたコンサルティングチームが、法人顧客の課題を洗い出すため、業務のヒアリングを行うことで業務フローを可視化します。また、可視化することによって課題を抽出し、見直しが必要なポイントを提案します。業務可視化、業務改善、月次決算早期化、内部統制強化、管理会計支援及び経理業務標準化など多岐にわたりご支援することが可能です。

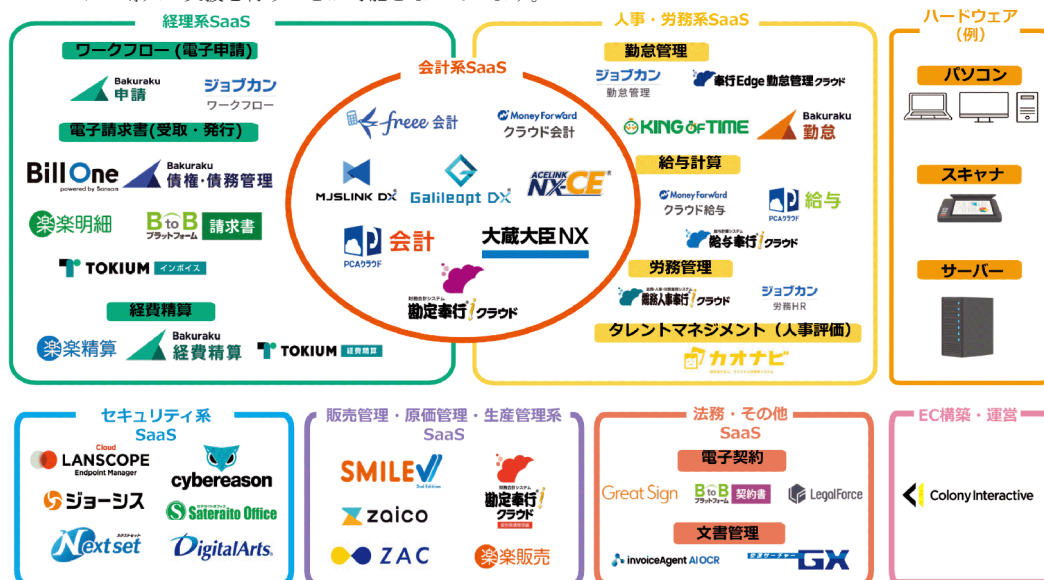
(提供サービス例)



② テクノロジードメイン

- ・システム導入支援及び販売（主な提供主体：計・本郷ITコンサルティング株式会社）

当社グループの専門スタッフによるシステム導入の検討や業務フローの再構築の支援を行います。単純なシステム化を推進するのではなく、顧客の業務フローや組織に適したシステムの提案を行うことでシステム導入の支援を行います。幅広くシステムを扱う当社グループであるからこそ、特定のシステムだけを薦めたりすることなく、最適なシステムを提案することができます。またハードウェアの販売代理も行っているため、一貫通貫してシステム導入の支援を行うことが可能となっています。



- ・EC構築・運営支援（主な提供主体：コロニーインタラクティブ株式会社）

世界で最も利用されているECプラットフォームであるShopifyの最上位パートナーShopify plus partnerを獲得した開発力を活かし、自社パッケージのカゴラボ、その他のECカートシステムまで対応したECサイトの構築・システム保守、サイト運用までワンストップで支援を行っております。

- ・ECコンサル・マーケティング支援（主な提供主体：コロニーインタラクティブ株式会社）

サイトのUI/UX改善支援からデジタル広告の運用代行、データ分析基盤構築、EC周辺ツールの見直し等、ニーズに応じて支援が可能です。

(注) UIとは、ユーザーインターフェース (User Interface) の略であり、ユーザーが操作する画面等のユーザーが目にする要素のことであり、UXとは、ユーザーエクスペリエンス (User Experience) の略であり、ユーザーが商品やサービスを通じて得られる体験を指します。

・システム開発・プラグイン開発事業 (主な提供主体：コロニーインタラクティブ株式会社)

ShopifyやEC-CUBEの決済ゲートウェイ開発やプラグイン開発を行っております。

・デジタン (主な提供主体：コロニーインタラクティブ株式会社)

企業のDX化をサポートする「御社のデジタル担当者をお任せください」をコンセプトに、サーバ、ドメイン管理からメールアカウントの管理、WEBサイトの構築・保守等様々なニーズに対応します。

・会計事務所向けSaaS「実トレfor会計事務所」および「better相続for会計事務所」 (主な提供主体：辻・本郷ITコンサルティング株式会社)

会計事務所向けの有料会員サービスであり、「会計事務所の学びの場」、「会計人が実践するためのSaaS」というコンセプトのもとに、会計事務所向けに人材育成支援および教育研修サービスのほか、相続税申告書作成ツールを直接販売しております。

税務、実務に役立つ最新情報やバックオフィスDX化のためのオリジナルコンテンツの配信サービスも提供しており、これらサービスの提供をととして、会計業を活性化していくためのプラットフォームとなっていきます。

・個人向け相続手続支援サービス「better相続」 (主な提供主体：辻・本郷ITコンサルティング株式会社)

「better相続」は相続の「わからない」「不安」を解消し、より良い決断に導くためのプラットフォームです。

相続は、手続き先が多岐にわたり、複雑になりがちですが、「誰でも簡単に相続手続きができる」というコンセプトのもとに、ツールを提供しております。具体的には、作業を効率化したシステムのもと、相続税申告を自分で完結できる「better相続申告」及び相続登記を自分で完結できる「better相続登記」を直接販売しております。

③ オペレーションドメイン

・アウトソーシングサービス (主な提供主体：辻・本郷ITコンサルティング株式会社)

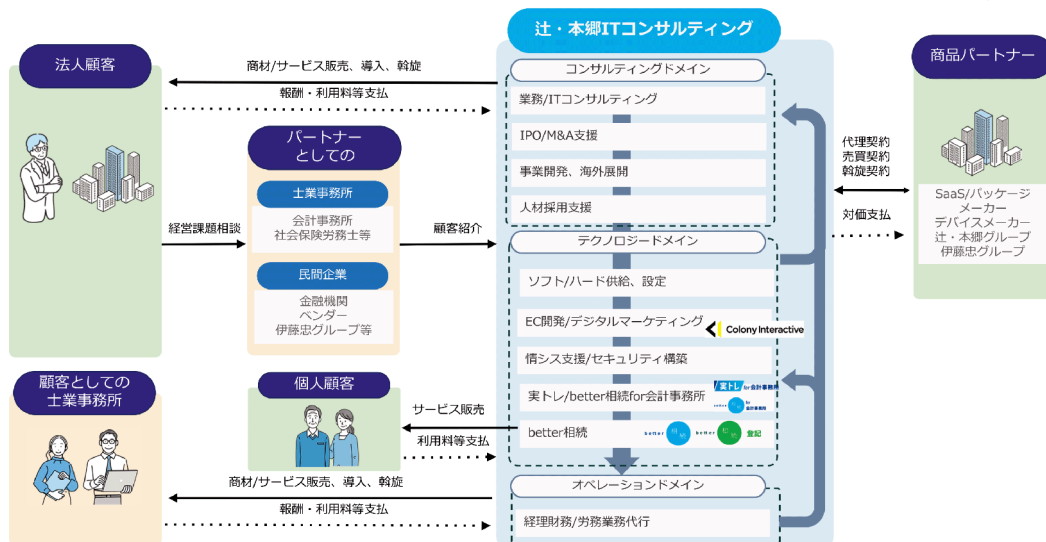
システム設定代行から記帳代行・給与計算代行・その他請求書の発行などの経理サポートといったバックオフィス業務まで、幅広いアウトソーシングサービスを提供しております。単なる業務代行に留まらず、最新ITツールの導入支援や業務プロセスの最適化を通じて、顧客の業務効率化と内製化を支援します。サービス提供は、業務代行だけでなく、人材派遣など複数の選択肢を用意しております。

(提供サービス例)

記帳代行  ・会計ソフト入力 ・月次試算表の作成	経理サポート  ・管理ソフトの入力、管理表作成 ・支払業務の代行 ・請求書・領収書の作成 ・立替経費の集計 ・証憑類の整理
給与計算  ・給与計算代行	システム導入・運用  ・システム設定代行 ・操作研修 ・定着までの運用サポート ・固定資産ソフト入力 ・情シス部門支援

コンサルティングドメイン、テクノロジードメイン及びオペレーションドメインの3つのドメインは、それぞれ密接に関連しており、当社グループが一気通貫で高品質で効率的なサービスを提供することで、顧客ごとに異なる多種多様なニーズに対応しております。なお、当社の主なサービスであるコンサルティングサービス（コンサルティングドメイン）、経理労務代行等のアウトソーシングサービス（オペレーションドメイン）及びソフトウェアの販売（テクノロジードメイン）の収益は、それぞれプロジェクトベースまたは業務量に応じた月額報酬やサブスクリプションモデルによる仕入販売により成り立っており、各ドメインの売上構成比については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

また、以上に述べたDXに関するプラットフォーム事業を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



※ 当社グループは、会計事務所等パートナー企業に対し、事業運営に資する各種サービスを提供しております。同時に会計事務所等パートナー企業は、その専門分野における顧客ネットワークを通じて、当社のサービスを必要とする潜在顧客をご紹介いただくこともあります。この場合、当社グループは紹介実績に応じた紹介料をお支払いすることなどで、相互の事業成長を促進するパートナーシップを築いております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) Hongo holdings株式会社 (注) 1	東京都新宿区	41,000	持株会社	(被所有) 62.2	営業上の取引
(連結子会社) コロニーインタラクティブ株式 会社 (注) 1, 3	大分県大分市	41,900	EC構築支援、デ ジタルマーケテ ィング支援	100.0	役員の兼任 営業上の取引
(連結子会社) 株式会社アイティマネジメント (注) 1, 3, 4, 5	福岡県福岡市	8,000	システム開発	62.5 [62.5]	営業上の取引
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 2	東京都港区	253,448,000	総合商社	(被所有) 26.7	資本業務提携 役員の受入れ 当社への人員出向等

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
2. 有価証券報告書の提出会社であります。
3. 特定子会社であります。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔内書〕は、間接所有の割合であります。
5. 2024年12月27日付でコロニーインタラクティブ株式会社が株式を追加取得し、同社を完全子会社(当社孫会社)としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
D Xに関するプラットフォーム事業	125 [40]
合計	121 [39]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しています。
2. 当社グループはD Xに関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、内訳の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88 [40]	40.0	2.4	6,291

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はD Xに関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、内訳の記載を省略しております。
4. 従業員の著しい増加は、業容拡大に伴う採用数の増加によるものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しています。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社グループは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「明日を織りなす、決断のパートナー」をコーポレートメッセージとし、「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionの下、「専門家のノウハウを新たな次元へ再構築する」というVisionを掲げ、3つのドメインにおいてDXに関するプラットフォーム事業を展開しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、収益面での指標を重視しております。そのため、収益性を意識しながら売上高及び営業利益を重視し、拡大、成長を実現していくことを目標としております。

(3) 経営環境及び経営戦略

我が国経済は、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が引き続き社会的に強く意識されています。当社グループを取り巻く環境におきましては、2023年12月31日までの猶予が認められた改正電子帳簿保存法の電子取引における電子保存の義務化、2023年10月からのインボイス制度の導入といった法的整備によって企業の業務の電子化に向けた整備が進み当社グループの事業運営に追い風となるような動きが活発化していると認識しております。このような状況の中で、当社グループのMissionに則り、広く顧客及びパートナー企業（ベンダー、金融機関及び士業事務所等）に、今まで以上に安心感や信頼性を備え、高い満足をいただけるコンサルティングやBPOサービスなどを提供することに努めます。それにより、顧客企業が抱えている様々な本質的課題の解決ができるように引き続き取り組んでまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 顧客接点の拡充

すでに提携済みであるパートナー企業との連携を深めることに加えて、新規のアライアンス数を増加させることによって顧客接点の拡充を図ります。また、セミナーの実施等によって、潜在顧客にアプローチし、よりよいサービス提供を目指すことで新規顧客の安定した獲得に取り組めます。

② 収益性の向上

当社グループは、管理業務改善やセールス・マーケティングなどに係るコンサルティングから、その解決策となるソフト及びハードの販売、システム開発及びBPOサービスの提供を一気通貫で提供することが可能です。

収益性の向上のため、顧客から求められたサービスの提供だけでなくとどまらず、顧客のニーズを的確に分析する顧客管理と適確なヒアリングにより横断的なサービス提供を図ります。顧客とのコミュニケーションを具体的に把握、分析し組織的に成約率と顧客の有益性を最大化することにつとめます。

③ 新規事業の展開

継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、DXに関するプラットフォーム事業を拡大するための新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数の企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、「情報セキュリティ関連規程」を定め、この規程に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社グループが継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる人材を十分に確保していくことが重要であると考えております。高い専門性を有する人材獲得のため中途採用にも取り組んでおりますが、ソーシャルメディアと親和性が高いと考えられる新卒採用にも注力してまいります。加えて、正社員の採用のみならず、BPOの活用や業務のDXなどを通じて組織体制を強化してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionの下、事業環境の変化にも柔軟に対応し、より一層、ESGと事業戦略とを結び付けた、透明性・客観性の高いESG経営を推進していきます。ESG経営を推進する上で、社会課題を解決するだけではなく、事業活動としての経済性の確保は非常に重要な要素であると考えています。私たちは、ESGに関する活動を社会貢献活動の延長線ではなく、当社グループの企業価値を高める活動であると位置づけることで、全社一丸で取り組む風土を醸成していきます。当社は、サステナビリティに対する取組の検討とその対応について、経営管理部を中心とした関係各部署間での連携において実施しており、認識した経営課題については取締役会を中心とするコーポレート・ガバナンス体制に基づき、解決に向けた取組を行っております。なお、サステナビリティに関する方針については、重要な事項がある場合はリスク・コンプライアンス委員会にて審議のうえ、取締役会において議論、決議することとしております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の通りであります。

(2) リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」を制定し、その全社的な推進や必要な情報の共有化等を検討する体制の強化を図っております。役員を中心とするメンバーにより構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、主要リスクの認識及び機会を識別した上で、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本としております。また、予防的に可能な対策を講じた場合は、必要に応じ当該対策の実施状況及び実効性について内部監査等で確認を行うこととしております。さらに、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合には、代表取締役を緊急対策本部長とする緊急事態対応体制をとることを規定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(3) 戦略(人的資本)

人的資本においては、人権に対する配慮は経営の基盤であると考え、性別、年齢、性的指向、性同一性と性表現、国籍、宗教などを問わず、多様な人材が活躍できる環境創りに取り組んでおります。多様な属性、才能、経験等をもった人材を積極的に採用し、勉強会の開催など業務に必要な知識習得に向けた自己研鑽を促進することで、継続的な人材育成に取り組んでおります。

また、テレワーク勤務、時差出勤制度などにより柔軟な働き方を可能とし、多様な人材が健康で、モチベーション高く、やりがいをもって働くことができる環境の整備に取り組んでおります。従業員との対話を大事にし、個々の意思を尊重し、適材適所の配属や勤務時間のモニタリングによる業務量の可視化による長時間労働の防止、メンタルヘルスケアなど、健康的な働き方を推進する様々な施策を実施しています。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、「(3)戦略(人的資本)」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に係る指標について、具体的な取り組みを行っているものの、本書提出日現在においては、当該指標についての目標を設定しておりません。今後、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標及び開示項目を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 外部環境に関する事項

① 法的規制について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：高 影響度：大）

当社グループが事業を展開するインターネット関連業界は、インターネット上の情報流通や電子商取引に関連した法的規制の整備が進みつつある状態であります。

これらの法律上で問題にならないよう社内体制を整備し事業活動を行っておりますが、万一法令違反に該当するような事態が発生した場合や、今後の現行法令の解釈の変更や改正並びに新法令の制定等がなされ、当社グループの事業が制約を受けることになった場合、当該規制への対応に際して法的費用の発生、サービス内容の変更や新たな開発に要する費用の発生、事業活動への制約が生じること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② インターネットを取り巻く環境について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：中 影響度：大）

当社グループはDXに関するプラットフォーム事業を主力事業としておりますが、当社グループの事業の発展のためには、インターネット利用者数の増加や関連市場の拡大が必要であると考えております。しかしながら、当社グループが事業環境の変化に適切に対応できなかった場合、又は、新たな法的規制の導入等の予期せぬ原因によりインターネット関連市場の成長が鈍化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 市場環境と競合企業について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：中 影響度：大）

当社グループが属するバックオフィスに係るSaaS市場や相続市場は、着実に成長を続けており、同市場が引き続き拡大することが、成長のための基本的な前提として考えております。また、同市場においては、複数の競合企業が存在し、厳しい競争環境にあります。当社グループは実務に基づいた豊富なノウハウに加え、テクノロジーを駆使することにより、差別化を図ることで、市場での認知を得ております。しかしながら、同市場における新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、市場規模が想定したほど拡大しない場合、もしくは豊富な資金力を有する企業が新規に参入し、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業に関する事項

① 適切な商材の開発・確保について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：中）

当社グループの事業で取り扱う商材は自社で開発、あるいはベンダー企業にて提供している商材を当社グループが販売代理店として、顧客に提供しております。商材の種類及び数に関しましては、多種多様な顧客ニーズに対応するため、豊富に取り揃えております。しかしインターネット関連業界は技術革新が早く、常に新たな商材を供給する必要があるため、今後、自社の開発力の低下やパートナー企業との提携数の減少等の要因により、適切な商材が供給できない場合、顧客のニーズを十分満たすことができず事業規模の拡大が困難になる可能性があります。

② 顧客開拓について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

当社グループは、士業事務所、金融機関及びベンダー企業との間で密接な関係を築くことで、顧客とのタッチポイントを拡充しております。しかしながら、士業事務所、金融機関及びベンダー企業には当社グループとの関係を継続する義務はありません。競合他社が多大なインセンティブを提供することなどにより、当社グループのパートナー企業数が減少した場合には、当社グループの顧客獲得力が減退し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 特定の顧客への依存について（発生時期：5年以内 発生可能性：低 影響度：大）

一部の顧客に対する売上高が大きくなっております。今後、新規顧客の開拓及び提供サービスの差別化を図ることにより、売上高の維持拡大に努めてまいります。競合企業が付加価値のあるサービス提供を行う等によって、新規顧客開拓が思うように進まなかった場合には、特定顧客の依存は軽減されず、取引先の業績、取引先の経営方針の変更及び取引先との取引条件等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。当連結会計年度の主要な取引先は、辻・本郷税理士法人であり、売上高に占める割合が全体の30%を超過している状況です。

④ M&Aに関するリスク（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：中）

当社グループは、成長戦略の柱の一つとして、シナジー発揮が期待される企業に対するM&Aの実施による事業拡大を積極的に進める方針であります。企業買収時に発生するのれんについては、その超過収益力の効果が発現すると見積られる期間にわたり償却を行い、各連結会計年度末におけるのれんの金額は、将来の収益力を適切に反映しているものと判断していますが、事業環境の変化等により、対象となる事業において将来の収益力が低下した場合、減損損失の計上により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、M&A実施の際には、対象企業の財務内容や契約関係等に関して十分なデューデリジェンスを行い、本リスクの低減を図っております。

(3) 組織体制に関する事項

① 人材の確保について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：中 影響度：大）

当社グループが、今後とも企業規模を拡大していくためには、当社グループのMission、Vision、Valueに共感し、当社グループの組織風土に適合する高い意欲を持った優秀な人材を確保することが必要不可欠であります。当社グループは、規模拡大やサービス向上に必要な優秀な人材の確保のため、今後にも必要に応じて採用活動を行っていく予定ではありますが、人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材が十分に獲得できなかった場合や人材流出が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 代表者への依存について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

代表取締役の黒仁田健は、当社グループの重要事項に関する意思決定、基幹事業の推進等において、重要な役割を果たしております。従いまして、代表取締役の黒仁田健が何らかの理由により当社グループの業務を遂行することが不可能あるいは困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：中）

当社グループは、本書提出日現在の事業規模に応じた内部管理体制を整備・運用しており、今後は事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模の拡大及び人員の増加に合わせ、適時に内部管理体制の強化ができなかった場合、適切な事業運営が行えず、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報管理体制について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

当社グループは、提供するサービスに関連して多数の企業の機密情報や個人情報を入手しているため、「情報セキュリティ関連規程」を定め、業務又はセキュリティ上、必要なアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応するため、「プライバシーマーク」を取得し個人情報の適正な取扱と厳格な管理を的確に行っております。しかし、何らかの事情で顧客情報が漏洩した場合には、当社グループの信頼失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報システムに関するリスク（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

当社グループでは、システムトラブルの発生可能性を低減するためのシステムやセキュリティの強化等の対策を行っていますが、その事業の運営において情報ネットワーク及びコンピュータシステムを多岐にわたり使用しているため、災害・事故等による通信ネットワークの障害、ハードウェアやソフトウェアの欠陥や事故によるシステム障害、過失や妨害行為、コンピュータウイルスや第三者による不正アクセス等のサイバー攻撃が生じた場合、システムや通信ネットワークが使用できなくなることや、当社グループが管理するサーバ等の不正使用

や、当社グループが保存する当社の個人ユーザー又は企業クライアントの個人情報及び機密情報が喪失又は流出することにより、当社グループの事業運営、社会的信用及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、情報システムに関するリスクに関連して、2025年9月期において、当社の連結子会社であるコロニーインタラクティブ株式会社において、同社が利用するクラウドサーバーが第三者による不正アクセスを受けた事案を踏まえ、当社グループでは「セキュリティ向上委員会」を組成し、技術的なセキュリティリスクを対象に継続的な改善・監視を行っております。

(4) 親会社との関係に関する事項

① 親会社との資本関係（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：小）

Hongo holdings株式会社は、本書提出日現在における当社の発行済株式総数の62.24%を保有して筆頭株主でございます。同社は主に傘下の事業会社間の協調を促進・支援している持株会社でございます。同社は、今回の当社株式上場に伴う一部保有株式の株式売出し等により株式保有割合は50%を下回る予定であります。当社株式上場後においては、当社株式を継続保有する方針であります。

親会社グループの適切な運営を目的として、当社グループの経営において、同社の承認を要する事項は存在しておりませんが、同社は議決権の行使を通じて当社グループの経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、同社利益が他の株主の利益と一致しない可能性があります。

② 親会社グループにおける当社グループの位置付けについて（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：小）

当社グループは、親会社グループ（親会社であるHongoholdings株式会社、その子会社17社（本書提出日現在）ならびに辻・本郷税理士法人を含む、当社と人的・資本的な関係を強く有する会社を総称します）において、バックオフィス分野においてDXを前提としたコンサルティング、システム導入及び経理代行サービスなどを一貫通貫で提供する唯一の会社として位置づけられております。当社は、業務フロー等が整備・確立していない中堅・中小企業向けに、バックオフィス分野においてDXを前提としたコンサルティング、システム導入及び経理代行サービスなどを一貫通貫で提供することで、顧客のバックオフィス業務全体の継続的な効率化と最適化を図る総合的な支援体制を構築しております。親会社グループにおけるバックオフィス業務のBPO事業には、当社と同様にBPO事業を展開するCSアカウンティング株式会社が存在しておりますが、同社はBPO事業を主たる事業として位置づけられております。一方、当社のBPO事業は、デジタル化による業務効率化をビジネスの目的の一つとしつつも、その主たる目的は、この総合的な支援体制の核となる事業という位置づけであり、既存顧客との接点を絶やさずに、継続的な業務効率化提案を行うための一要素となっております。また、同社は上場会社など大規模会社を主要なターゲットとしておりますが、当社は中堅・中小企業を中心に幅広い顧客層をターゲットとしております。

同社は当社とはサービスのコンセプトやターゲットなどの観点で違いはあるものの、広義には類似性を有する事業を営んでおりますが、親会社であるHongo holdings株式会社から一方的な事業調整や制約等を受けた事実はなく、当社は親会社グループから独立性を確保して経営及び事業を行っております。

③ 当社グループのブランド力について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

グループ会社である辻・本郷税理士法人などが築いてきた「辻・本郷」ブランドは、当社グループの事業展開の上で不可欠であり、このブランドを維持・発展することは、当社グループの事業基盤拡大の上で非常に重要であります。しかしながら、コンサルタントの質の低下や当社グループが提供するサービスが、顧客ニーズに必ずしも合致したものではなくなる状況が生じ、顧客からの信頼獲得に影響を及ぼす等の事態が生じた場合には、ブランド力の低下に繋がり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 親会社グループの中核法人である辻・本郷税理士法人との取引関係について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

当社グループは、親会社グループの中核法人である辻・本郷税理士法人とソフトウェア等の販売取引並びにその他の取引を行っております。これらの取引は、独立第三者間取引と同様に取引条件の妥当性について検討しております。

また、当社グループは、親会社グループ各社との取引（関連当事者取引）を実施するにあたっては、「関連当事者取引管理規程」等に基づき、原則として取引開始前に関連当事者取引委員会及び取締役会において事業上の必要性、取引条件の妥当性を検討のうえ、承認を得ることとしております。さらに、事業年度をまたいで継続する取引についても、定時株主総会開催月の取締役会において事業上の必要性、取引条件の妥当性を決議・報告することで、適切に牽制する体制を構築しております。

当社グループと辻・本郷税理士法人の取引については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 関連当事者情報」をご参照ください。なお、当社グループと親会社グループとの売上高は下記のとおりです。

		2023年9月期	2024年9月期
売上高	(千円)	654,958	1,291,001
うち親会社グループ売上高	(千円)	324,416	449,277

⑤ 親会社グループとの人的関係について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：低）

当連結会計年度末現在の親会社グループとの人的関係は、役員7名のうち転籍者が3名であります。また、当社グループでは、辻・本郷税理士法人から出向社員の受け入れも行っております。このうち、当社グループにおいて事業運営に重要な影響を及ぼす役職に就いている者はおりません。

⑥ 親会社グループからの案件紹介について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：大）

当社グループは、当社グループの親会社グループ各社から、継続的に案件の紹介を受けております。当該紹介案件が成約することで同社に対し案件紹介料を支払っております。なお、案件紹介料については、他の案件紹介料支払先と同様の取引条件とし、取引条件については取締役会決議を経ることで、取引の健全性及び適正性確保の仕組みを整備・運用しております。

また、当社グループでは、親会社グループ各社だけではなく、金融機関や各種ベンダー等との関係構築にも注力し紹介元の拡大を図っており、事業規模を拡大するにつれ、親会社グループ各社から紹介を受けた案件から收受する報酬が当社グループの売上高に占める割合は、今後低下していくものと考えております。なお、2024年9月期における親会社グループからの新規紹介案件の売上高全体に占める割合は7.5%、2025年9月期第2四半期では7.8%でした。

当社グループは今後も親会社グループ各社との間で公平性を維持しつつ、友好的かつ緊密な協力関係を維持していく予定であります。何らかの理由により当該関係が維持されなくなった場合や、親会社グループの方針転換によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは多数の紹介者と提携契約を締結しており、受託する案件の多くは紹介によるものですが、何らかの理由により案件の紹介数に変動する場合等には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 伊藤忠商事株式会社との関係について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：中）

伊藤忠商事株式会社は、2024年9月末現在、当社の議決権の26.7%を保有しているため、伊藤忠商事株式会社は当社のその他の関係会社に該当いたしますが、当社の方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。

当社グループは、伊藤忠商事株式会社をはじめ同社グループとの間に、案件の紹介や出向者の受入等に係る取引がありますが、いずれの取引も、第三者と同様の条件により行われております。なお、開示すべき重要な取引はありません。

本書提出日現在現在、当社取締役7名のうち、伊藤忠商事グループからの出向受入者は細野一樹の1名であります。詳細につきましては、第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況 (2) 役員の状況をご参照ください。

(6) 過年度の業績推移について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：低 影響度：中）

当社は2023年9月30日にBPO事業の譲受けを行っております。また2024年9月30日にコロニーインタラクティブ株式会社の株式の100%を取得し、連結子会社としました。これらの前後では、財政状態及び経営成績が大きく異なり、過去の業績を比較することが困難であるため、過年度の業績推移のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。当社と譲受けたBPO事業、コロニーインタラクティブ株式会社の2023年9月期及び2024年9月期の業績を単純合算した値の推移を参考としてお示しいたします。

		2023年9月期	2024年9月期
売上高	(千円)	1,418,342	1,719,326
営業利益	(千円)	136,718	179,395
経常利益	(千円)	183,861	179,452
当期純利益	(千円)	134,490	136,111

(注) 1. 2023年9月期は連結財務諸表を作成しておりません。また、2024年9月期は、企業結合日を2024年9月30日とし、同日現在の貸借対照表のみを連結しております。そのため、当社グループ各社及び譲受け対象事業の業績を単純合算しております。なお、コロニーインタラクティブ株式会社はアイティマネジメント株式会社の株式を100%保有しておりますが、金額的重要性が乏しいと判断し合算しておりません。

2. コロニーインタラクティブ株式会社は、8月末決算会社であるため合算する業績値は8月末を基準日として作成しております。

3. 2023年9月期から2024年9月期の当該単純合算の各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は受けておりません。

(7) その他

① 配当政策について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：高 影響度：小）

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、本書提出日現在当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

② 株式価値の希薄化について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：高 影響度：小）

当社グループでは、株主価値の最大化を図るための中長期的なインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を目的として、役員、従業員等に対する新株予約権によるストック・オプション制度を採用しており、今後も当該制度を活用する可能性があります。これらの新株予約権について行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。本報告書提出日現在でこれらの新株予約権に係る潜在株式数は182,596株であり、発行済株式総数1,691,988株の10.8%に相当します。

③ 当社株式の流動性について（発生時期：特定時期なし 発生可能性：中 影響度：中）

当社の流通株式時価総額は、東京証券取引所スタンダード市場が定める上場維持基準に近接しております。当社は経営方針・経営戦略に従って、売上高及び利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。また、当社大株主への一部売出し要請等の施策を組み合わせることで、流動性の向上を図っていく方針であります。しかしながら、何らかの事情により上場時よりも流通株式時価総額が低下する場合には、上場維持基準に抵触し、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があります。それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第13期連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析は記載しておりません。

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は、1,518,732千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金866,820千円、売掛金209,264千円、のれん296,219千円となっております。のれんは、辻・本郷スマートアセット株式会社の事業の一部を譲り受けたこと及び、コロニーインタラクティブ株式会社の株式取得により発生したものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は、670,772千円となりました。その主な内訳は、借入金295,715千円（うち1年内返済予定の長期借入金74,856千円、長期借入金220,859千円）、買掛金82,296千円であります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は、847,960千円となりました。その主な内訳は、資本金30,000千円、資本剰余金791,972千円、利益剰余金18,198千円であります。

第14期中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比12,471千円増加の1,531,204千円となりました。これは主に、現金及び預金19,008千円増加した一方で、売掛金及び契約資産が7,679千円減少したことによるものです。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比89,065千円減少の581,706千円となりました。これは主に、長期借入金（1年内返済予定を含む）の減少54,436千円、未払法人税等の増加11,008千円、賞与引当金の増加4,837千円、買掛金の減少4,772千円、その他流動負債の減少42,100千円によるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比101,537千円増加の949,497千円となりました。これは主に、利益剰余金が109,266千円増加したことによるものです。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2024年10月1日 至 2025年6月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比62,581千円増加の1,581,313千円となりました。これは主に、売掛金及び契約資産の増加51,159千円、現金及び預金の増加22,467千円、のれんの減少23,004千円によるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比96,101千円減少の574,671千円となりました。これは主に、長期借入金（1年内返済予定を含む）の減少75,791千円、買掛金の減少23,671千円、未払法人税等の増加28,427千円、その他流動負債の減少31,523千円によるものです。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比158,682千円増加の1,006,642千円と

なりました。これは主に、利益剰余金が166,411千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第13期連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析は記載しておりません。

当期における我が国経済は、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が引き続き社会的に強く意識されています。

当社グループを取り巻く環境におきましては、2023年12月31日までの猶予が認められた改正電子帳簿保存法の電子取引における電子保存の義務化、2023年10月からのインボイス制度の導入といった法的整備によって企業の業務の電子化に向けた整備が進み当社グループの事業運営に追い風となるような動きが活発化していると認識しております。

こうした環境の下、当社グループの業績は、売上高は1,291,001千円、経常利益は109,555千円、親会社株主に帰属する当期純利益は78,546千円となりました。

なお、当社グループは「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第14期中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しました。一方で、不安定な国際情勢、円安や物価上昇に加え、金融政策の影響等、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

一方で、当社グループが所属する業界や領域の潜在需要はまだまだ大きく、各市場はデジタル化やDX化が進展しております。

当社グループは、当社（辻・本郷 ITコンサルティング株式会社）、連結子会社2社により構成されており、「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionの下、「専門家のノウハウを新たな次元へ再構築する」というVisionを掲げ、コンサルティングドメイン、テクノロジードメイン及びオペレーションドメインの3つのドメインにおいてDXに関するプラットフォーム事業を展開しております。

コンサルティングドメインにおいては、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が引き続き社会的に強く意識され、受注環境は全体として好調に推移しました。

テクノロジードメインについては、社会全体のデジタル化の進展に伴い、企業におけるシステム導入需要は堅調に推移しています。加えて、サイバー攻撃リスクの高まりを背景に、情報セキュリティ対策強化に向けたコンサルティング、クラウド基盤のセキュリティ強化支援等の市場が拡大しています。

オペレーションドメインについては、人手不足の影響により、企業においてバックオフィス業務の外部委託（BPO：ビジネス・プロセス・アウトソーシング）需要が拡大しています。特に、経理処理、給与計算、社会保険手続きといった定型業務のアウトソーシングが加速しており、コスト削減のみならず、業務品質向上やリスク分散を目的としたBPOニーズが増しています。さらに、AI・RPA等の自動化技術を活用したハイブリッド型BPO（自動化＋人手によるオペレーション）への関心も高まっています。

こうした環境の下、当社グループの業績は、売上高は1,020,143千円、経常利益は158,341千円、親会社株主に帰属する中間純利益は109,266千円となりました。

なお、当社グループは「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2024年10月1日 至 2025年6月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果により、緩やかな回復基調で推移しましたが、国際情勢の不透明感や海外経済の減速が一部に影響しました。また、物価は高止まり傾向を示しつつも、上昇ペースの鈍化が見られ、為替は円安基調から一進一退の動きに変化しましたが、先行き

については依然として不透明な状況が続いております。

当社グループのコンサルティングドメインにおいては、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が引き続き社会的に強く意識され、受注環境は全体として好調に推移しました。

テクノロジードメインについては、社会全体のデジタル化の進展に伴い、企業におけるシステム導入需要は堅調に推移しています。加えて、サイバー攻撃リスクの高まりを背景に、情報セキュリティ対策強化に向けたコンサルティング、クラウド基盤のセキュリティ強化支援等の市場が拡大しています。

オペレーションドメインについては、人手不足の影響により、企業においてバックオフィス業務の外部委託（BPO：ビジネス・プロセス・アウトソーシング）需要が拡大しています。特に、経理処理、給与計算、社会保険手続きといった定型業務のアウトソーシングが加速しており、コスト削減のみならず、業務品質向上やリスク分散を目的としたBPOニーズが増えています。さらに、AI・RPA等の自動化技術を活用したハイブリッド型BPO（自動化＋人手によるオペレーション）への関心も高まっています。

このような状況のもと、当社グループは、「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionに基づき、収益性を意識しながら売上高及び営業利益を重視し、拡大、成長を実現していくことを目標として、各種施策の実施に努めました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,548,011千円、営業利益は236,895千円、経常利益は241,734千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は166,411千円となりました。

なお、当社グループは「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第13期連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析は記載しておりません。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、866,820千円となりました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、97,873千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上109,555千円に加え、売上債権の増加額86,833千円、仕入債務の増加額56,477千円、未払金の減少額65,717千円、未払消費税等の増加額48,856千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により獲得した資金は、5,654千円となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入18,212千円、有形固定資産の取得による支出8,556千円、差入保証金の差入による支出4,001千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は683,237千円となりました。これは主に、株式の発行による収入599,997千円、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

第14期中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ19,008千円増加し、885,829千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動により獲得した資金は、92,810千円となりました。これは主に、税金等

調整前中間純利益158,341千円、法人税等の支払額37,775千円、未払金の減少35,071千円、未払消費税等の減少22,097千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動により使用した資金は、10,430千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出10,333千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動により使用した資金は、63,371千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出100,406千円、長期借入れによる収入45,970千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループの事業は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

第13期連結会計年度、第14期中間連結会計期間及び第14期第3四半期連結会計期間における販売実績は、次の通りであります。なお、当社グループの事業セグメントは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、ドメイン別に記載しております。

	第13期連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	第14期中間連結会計期間 (自2024年10月1日 至2025年3月31日)	第14期第3四半期 連結会計期間 (自2024年10月1日 至2025年6月30日)
ドメインの名称	販売高(千円)	販売高(千円)	販売高(千円)
コンサルティング	159,034	181,828	267,236
テクノロジー	702,919	552,287	811,593
オペレーション	429,047	286,027	469,181
合計	1,291,001	1,020,143	1,548,011

(注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第13期連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)		第14期中間連結会計期間 (自2024年10月1日 至2025年3月31日)		第14期第3四半期 連結会計期間 (自2024年10月1日 至2025年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
辻・本郷税理士法人	439,279	34.0	223,747	21.9	334,973	21.6

(注) 総販売実績に対する割合が10%未満の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第13期連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析は記載しておりません。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は1,291,001千円となりました。これは主に、コンサルティングドメインで計上した売上159,034千円、テクノロジードメインで計上した売上702,919千円、オペレーションドメインで計上した売上429,047千円によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は635,919千円となりました。これは主に、役務の提供に係る人件費やソフトウェア等の仕入によるものであります。この結果、売上総利益は655,082千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は544,885千円となりました。これは主に、広告宣伝費や人件費等の必要な諸経費によるものであります。この結果、営業利益は110,197千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当連結会計年度の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は△642千円となりました。これは主に、支払利息1,247千円を計上したことによるものです。この結果、経常利益は109,555千円となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度において特別損益の計上はありません。法人税等合計を31,008千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は78,546千円となりました。

第14期中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(売上高)

当中間連結会計期間の売上高は1,020,143千円となりました。これは主に、コンサルティングドメインで計上した売上181,828千円、テクノロジードメインで計上した売上552,287千円、オペレーションドメインで計上した売上286,027千円によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当中間連結会計期間の売上原価は469,846千円となりました。これは主に、役務の提供に係る人件費やソフトウェア等の仕入によるものであります。この結果、売上総利益は550,297千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は397,107千円となりました。これは主に、広告宣伝費や人件費等の必要な諸経費によるものであります。この結果、営業利益は153,190千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当中間連結会計期間の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は5,150千円となりました。これは主に、中小企業倒産防止共済解約手当金6,820千円、支払利息2,026千円を計上したことによるものです。この結果、経常利益は158,341千円となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する中間純損益)

当中間連結会計期間において特別損益の計上はありません。法人税等合計を47,868千円計上した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は109,266千円となりました。

第14期第3四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は1,548,011千円となりました。これは主に、コンサルティングドメインで計上した売上267,236千円、テクノロジードメインで計上した売上811,593千円、オペレーションドメインで計上した売上469,181千円によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は713,640千円となりました。これは主に、役務の提供に係る人件費やソフトウェア等の仕入によるものであります。この結果、売上総利益は834,370千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は597,474千円となりました。これは主に、広告宣伝費や人件費等の必要な諸経費によるものであります。この結果、営業利益は236,895千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当第3四半期連結累計期間の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は4,839千円となりました。これは主に、中小企業倒産防止共済解約手当金6,820千円、支払利息2,998千円を計上したことによるものです。この結果、経常利益は241,734千円となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する四半期純損益)

当第3四半期連結累計期間の特別利益は2,379千円となりました。これは固定資産売却益2,379千円の計上によるものです。また、法人税等合計は76,496千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は166,411千円となりました。

③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの主な資金需要は、既存事業の安定的な成長にかかるコストと新規事業への投資コストとなります。財政状態と投資のバランスを重視しつつ、事業活動に必要な運転資金及び新規事業等に対する投資コストは、主として手元の自己資金、金融機関からの借入及び新株発行により調達いたします。

なお、当連結会計年度末における借入金の残高は295,715千円、現金及び現金同等物の残高は866,820千円となっております。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の向上及び財務体質の強化を図るため、具体的な数値目標は設定しておりませんが、売上高成長率及び営業利益率を重要な経営指標としております。第13期連結会計年度においては、売上高成長率97.1%と高い水準であると認識しております。一方で、売上高営業利益率8.5%にとどまりましたが、これは主に2024年9月に実施したコロニーインタラクティブ株式会社の株式取得に係るアドバイザー費用などによるものであります。第14期第3四半期連結累計期間では15.3%に改善しております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因

「3 事業等のリスク」に記載のとおり、当社グループは、インターネット関連市場の変化や他社との競争力、取引先の動向、コンプライアンスと内部管理体制、関連する法的規制等の様々なリスク要因が当社グループの経営成績に影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社グループにおいてはサービスの拡張、優秀な人材の採用等を行うとともに、リスクマネジメントを行い、リスク要因を分散し、リスクの発生を抑えて適切に対応してまいります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループの経営陣は、今後更なる業績拡大と成長を遂げるには、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。そのためには、収益性のさらなる向上、特定の商材や顧客への偏りの解消といった事業面と、内部管理体制の強化といった組織面の双方の強化を図り、事業展開を行ってまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第13期連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社グループは、個人向け相続サービス「better相続」を提供しております。「better相続」は相続の「わからない」「不安」を解消し、より良い決断に導くためのプラットフォームですが、顧客価値向上のために、既存サービスの機能拡充に取り組むほか、プラットフォームとしての価値を高めるべく、新サービスの開発にも取り組んだ結果、当連結会計年度の研究開発費は22,769千円となりました。研究開発体制として、プロダクトデザイン部（2025年3月1日付でテクノロジー第2事業部へ名称変更）が担当し、主な研究開発活動成果の例として、以下のものが挙げられます。

(1) 既存サービスの強化

「better相続申告」について、7日間無料でお試し利用ができる新しいプラン「相続税申告準備プラン」を2024年6月に提供開始しました。また、土地及び土地の上に存する評価明細書の新年度様式への対応を2024年8月に、相続税申告書の新年度様式への対応を2024年9月にリリースしました。

(2) 新サービスのリリース

相続が発生したときに、いつまでに何をしなくてはならないのか分からない方に向けて、必要な手続きやその全体像を一覧にまとめ、いつでもスマートフォンやPCで確認できる無料のWebサービス「better相続手続きガイド」を2024年3月にリリースしました。

なお、当社グループは「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第14期中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は5,147千円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2024年10月1日 至 2025年6月30日）

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は5,726千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

主に建物附属設備1,466千円、工具、器具及び備品7,090千円の設備投資を実施いたしました。これらの所要資金はすべて自己資金にて賄っております。

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第14期中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

主に建物附属設備775千円、工具、器具及び備品7,750千円の設備投資を実施いたしました。これらの所要資金はすべて自己資金にて賄っております。

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、当中間連結会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2024年10月1日 至 2025年6月30日）

主に建物附属設備775千円、工具、器具及び備品12,586千円の設備投資を実施いたしました。これらの所要資金はすべて自己資金にて賄っております。

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	事務所、事務機器及び情報通信機器等	3,053	4,286	7,339	69
関西支店 (大阪府大阪市北区)	事務所等	—	—	—	4

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3. 本社及び関西支店は賃借しており、その年間賃借料は本社が8,601千円、関西支店が4,453千円であります。

なお、第14期中間連結会計期間及び第14期第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2024年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物附属設備	その他	合計	
コロニーインタラクティブ株式会社	本社 (大分県大分市)	事務所等	3,964	6,299	10,263	17
コロニーインタラクティブ株式会社	福岡オフィス (福岡県福岡市中央区)	事務所等	4,913	339	5,253	17
コロニーインタラクティブ株式会社	東京オフィス (東京都港区)	事務所等	—	—	—	1

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具及びソフトウェアであります。

3. コロニーインタラクティブ株式会社の本社、福岡オフィス及び東京オフィスは賃借しております。年間賃借料は、本社が4,658千円、福岡オフィスが9,988千円、東京オフィスが3,110千円であります。なお、その一部を関係会社である株式会社アイティマネジメントに転貸しております。

なお、第14期中間連結会計期間及び第14期第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年10月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,767,952
計	6,767,952

(注) 2025年5月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月13日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数を6,767,952株としております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,691,988	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	1,691,988	—	—

(注) 1. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより株式数は845,994株増加し、発行済株式総数は1,691,988株となっております。

2. 2025年6月13日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 8 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	39,896 [37,396] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 39,896 [74,792] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,350[675] (注) 3、7
新株予約権の行使期間 ※	2025年4月1日～2033年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,350[675] 資本組入額 675[337.5] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、従業員9名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株、本書提出日の前月末現在では1個につき2株であります。なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

3. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は次の通りです。

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- ① 各新株予約権の一部行使はできない。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
- (イ) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
- (ロ) 以下の(a)から(e)までに掲げる行為(以下「支配権移転取引」という。)が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認され、かつ、当該支配権

移転取引につき以下の(a)から(e)までに定める日が経過していないこと

- (a) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者がその保有する当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。) 当該株式譲渡の実行日の5営業日前の日
 - (b) 合併契約(当社が消滅会社となる合併であって、かつ、当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数(以下において定義する。)合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該合併の効力発生日の5営業日前の日
 - (c) 吸収分割契約若しくは新設分割計画又は事業譲渡に係る契約(当社の事業の全部又は実質的な全部を承継させ又は譲渡するものであって、かつ、当該会社分割又は事業譲渡の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該会社分割の承継会社若しくは事業譲渡の譲受人又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該会社分割又は当該事業譲渡の効力発生日の5営業日前の日
 - (d) 株式交換契約又は株式移転計画(当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転であって、かつ、当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該株式交換若しくは株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該株式交換又は株式移転の効力発生日の5営業日前の日
 - (e) その他、上記(a)から(d)までに準じる行為であって、当社の取締役会が特に認めるもの 当該行為の効力が生じる日の5営業日前の日
- 完全希釈化後株式数とは、ある株主に関して、(i)当該株主が保有する当社普通株式の数、及び、(ii)当該株主が保有する普通株式以外の当社の株式等の全て(ただし、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない株式等を除く。)が普通株式に転換され又はかかる株式等に代えて当社の普通株式が取得された場合に発行、処分又は付与される普通株式の数の合計数をいう。なお、株式等とは、株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として当社の普通株式に転換し又は当社の普通株式を取得しうる地位を伴う権利又は証券をいう。
- ④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次の通りです。
- ① 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位をいずれも失った場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができる。一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
 - ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次の通りです。
- 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2023年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 18
新株予約権の数(個) ※	7,700 [7,700] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,700 [15,400] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,350[675] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2025年10月1日～2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,350[675] 資本組入額 675[337.5] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株、本書提出日の前月末現在では1個につき2株であります。なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りです。

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- ① 各新株予約権の一部行使はできない。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (イ) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
 - (ロ) 以下の(a)から(e)までに掲げる行為(以下「支配権移転取引」という。)が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認され、かつ、当該支配権移転取引につき以下の(a)から(e)までに定める日が経過していないこと
 - (a) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者がその保有する当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。) 当該株式譲渡の実行日の5営業日前の日
 - (b) 合併契約(当社が消滅会社となる合併であって、かつ、当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数(以下において定義する。)合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該合併の

効力発生日の5営業日前の日

- (c) 吸収分割契約若しくは新設分割計画又は事業譲渡に係る契約(当社の事業の全部又は実質的な全部を承継させ又は譲渡するものであって、かつ、当該会社分割又は事業譲渡の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該会社分割の承継会社若しくは事業譲渡の譲受人又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。)

当該会社分割又は当該事業譲渡の効力発生日の5営業日前の日

- (d) 株式交換契約又は株式移転計画(当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転であって、かつ、当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該株式交換若しくは株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。)

当該株式交換又は株式移転の効力発生日の5営業日前の日

- (e) その他、上記(a)から(d)までに準じる行為であって、当社の取締役会が特に認めるもの 当該行為の効力が生じる日の5営業日前の日
完全希釈化後株式数とは、ある株主に関して、(i)当該株主が保有する当社普通株式の数、及び、(ii)当該株主が保有する普通株式以外の当社の株式等の全て(ただし、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない株式等を除く。)が普通株式に転換され又はかかる株式等に代えて当社の普通株式が取得された場合に発行、処分又は付与される普通株式の数の合計数をいう。なお、株式等とは、株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として当社の普通株式に転換し又は当社の普通株式を取得しうる地位を伴う権利又は証券をいう。

- ④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次の通りです。

- ① 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位をいずれも失った場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いはこの通りです。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- ⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
6. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2024年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 57 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	40,402 [40,102] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 40,402 [80,204] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,546[1,773] (注) 3、7
新株予約権の行使期間 ※	2026年10月1日～2034年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,546[1,773] 資本組入額 1,773[886.5] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、従業員55名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株、本書提出日の前月末現在では1個につき2株であります。なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

3. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は次の通りです。

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- ① 各新株予約権の一部行使はできない。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (イ) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
 - (ロ) 以下の(a)から(e)までに掲げる行為(以下「支配権移転取引」という。)が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認され、かつ、当該支配権移転取引につき以下の(a)から(e)までに定める日が経過していないこと
 - (a) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者がその保有する当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。) 当該株式譲渡の実行日の5営業日前の日
 - (b) 合併契約(当社が消滅会社となる合併であって、かつ、当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主

が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数(以下において定義する。)合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該合併の効力発生日の5営業日前の日

- (c) 吸収分割契約若しくは新設分割計画又は事業譲渡に係る契約(当社の事業の全部又は実質的な全部を承継させ又は譲渡するものであって、かつ、当該会社分割又は事業譲渡の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該会社分割の承継会社若しくは事業譲渡の譲受人又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該会社分割又は当該事業譲渡の効力発生日の5営業日前の日

- (d) 株式交換契約又は株式移転計画(当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転であって、かつ、当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該株式交換若しくは株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該株式交換又は株式移転の効力発生日の5営業日前の日

- (e) その他、上記(a)から(d)までに準じる行為であって、当社の取締役会が特に認めるもの 当該行為の効力が生じる日の5営業日前の日

完全希釈化後株式数とは、ある株主に関して、(i)当該株主が保有する当社普通株式の数、及び、(ii)当該株主が保有する普通株式以外の当社の株式等の全て(ただし、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない株式等を除く。)が普通株式に転換され又はかかる株式等に代えて当社の普通株式を取得された場合に発行、処分又は付与される普通株式の数の合計数をいう。なお、株式等とは、株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として当社の普通株式に転換し又は当社の普通株式を取得しうる地位を伴う権利又は証券をいう。

- ④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次の通りです。

- ① 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位をいずれも失った場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができる。一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次の通りです。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2024年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	6,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,773 (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2026年12月28日～2034年12月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,773 資本組入額 886.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 提出日の前月末現在(2025年10月31日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株、本書提出日の前月末現在では1個につき2株であります。なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りです。

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- ① 各新株予約権の一部行使はできない。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (イ) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
 - (ロ) 以下の(a)から(e)までに掲げる行為(以下「支配権移転取引」という。)が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認され、かつ、当該支配権移転取引につき以下の(a)から(e)までに定める日が経過していないこと
 - (a) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者がその保有する当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。) 当該株式譲渡の実行日の5営業日前の日
 - (b) 合併契約(当社が消滅会社となる合併であって、かつ、当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数(以下において定義する。)合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該合併の効力発生日の5営業日前の日

- (c) 吸収分割契約若しくは新設分割計画又は事業譲渡に係る契約(当社の事業の全部又は実質的な全部を承継させ又は譲渡するものであって、かつ、当該会社分割又は事業譲渡の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該会社分割の承継会社若しくは事業譲渡の譲受人又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。)
当該会社分割又は当該事業譲渡の効力発生日の5営業日前の日
- (d) 株式交換契約又は株式移転計画(当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転であって、かつ、当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該株式交換若しくは株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。)
当該株式交換又は株式移転の効力発生日の5営業日前の日
- (e) その他、上記(a)から(d)までに準じる行為であって、当社の取締役会が特に認めるもの
当該行為の効力が生じる日の5営業日前の日
完全希釈化後株式数とは、ある株主に関して、(i)当該株主が保有する当社普通株式の数、及び、(ii)当該株主が保有する普通株式以外の当社の株式等の全て(ただし、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない株式等を除く。)が普通株式に転換され又はかかる株式等に代えて当社の普通株式が取得された場合に発行、処分又は付与される普通株式の数の合計数をいう。なお、株式等とは、株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として当社の普通株式に転換し又は当社の普通株式を取得しうる地位を伴う権利又は証券をいう。
- ④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次の通りです。
- ① 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位をいずれも失った場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができる。一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いはこの通りです。
当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則

- 第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ロ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- ⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
6. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年9月29日 (注) 1	599,400	600,000	—	30,000	—	—
2022年9月30日 (注) 2	76,790	676,790	—	30,000	—	—
2024年3月22日 (注) 3	169,204	845,994	299,998	329,998	299,998	299,998
2024年4月30日 (注) 4	—	845,994	△299,998	30,000	—	299,998
2025年6月13日 (注) 5	845,994	1,691,988	—	30,000	—	299,998

- (注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。
2. 株式会社betterとの合併(合併比率は、株式会社betterの普通株式1株に対して当社の普通株式2株、株式会社betterのS種優先株式1株に対して当社の普通株式5.4株、株式会社betterのA種優先株式1株に対して当社の普通株式7.7株)による増加であります。
3. 有償第三者割当
主な割当先 伊藤忠商事株式会社
発行価格 3,546円
資本組入額 1,773円
4. 機動的かつ柔軟な資本政策を行うことを目的として、2024年3月15日に「資本金の額の減少の件」を決議し、その効力が発生したことにより、資本金からその他資本剰余金へ振り替えております(減資割合90.9%)。
5. 株式分割(1:2)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	2	4	—	—	10	16	—
所有株式数 (単元)	—	—	755	15,301	—	—	861	16,917	288
所有株式数 の割合(%)	—	—	4.46	90.45	—	—	5.09	100	—

(注) 1. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。

2. 2025年6月13日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,691,700	16,917	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 288	—	—
発行済株式総数	1,691,988	—	—
総株主の議決権	—	16,917	—

- (注) 1. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。
2. 2025年6月13日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、現在当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めており、剰余金の配当を行う場合、中間と期末の年2回の実施を基本方針としています。

なお、配当の決定機関は、取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、取引先、従業員、サービス利用者等のステークホルダーの信頼に応え、安定的に企業価値を増大させていくことにあります。事業活動の継続と安定的な企業価値向上のためには、経営の健全性と透明性を確保することが必要不可欠であり、経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉えております。

なお、当社の主要株主であるHongo holdings株式会社は、当社の親会社等に該当しております。当社はHongo holdings株式会社を頂点とするHongo holdingsグループ各社との取引等を行う際における一般株主の保護の方策に関する指針として、「関連当事者取引管理規程」に基づき、当該取引の必要性、取引条件の妥当性につき関連当事者取引委員会及び取締役会において十分に検討した上で、当該取引を実施することを基本方針としております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、代表者による業務執行を原則としつつも、重要事項については取締役会に業務執行の決定権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることが、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に牽制が効く体制につながると考え、監査役会設置会社の体制を選択しております。

b 取締役会

当社は取締役会を、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社が持続的かつ安定的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることに責任を負うものと位置付けており、提出日時点で代表取締役 黒仁田 健（議長）、取締役 菊池 典明、取締役 鬼澤 英、取締役 安東 容杜、取締役 細野 一樹、社外取締役 中園 美保、社外取締役 小倉 親子の7名で構成されております。原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、会社経営全般の基本方針を決定するほか、取締役の職務及び執行役員の業務の執行を監督します。経営の重要事項はここに全て付議し審議決定しております。併せて業務執行状況についても随時報告されております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
黒仁田 健	16回	16回
朝倉 歩	4回	4回
猪野 茂	16回	16回
菊池 典明	16回	16回
鬼澤 英	16回	16回
安東 容杜	16回	16回
中園 美保	12回	12回
細野 一樹	7回	7回
目黒 明	7回	7回
小倉 親子	—	—

(注) 1. 朝倉 歩氏は、2023年12月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

- (注) 2. 中園 美保氏は、2023年12月26日開催の定時株主総会において取締役役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- (注) 3. 細野 一樹氏及び目黒 明氏は、2024年3月15日開催の臨時株主総会において取締役役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- (注) 4. 猪野 茂氏は、2024年12月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役役を退任しております。
- (注) 5. 小倉 親子氏は、2024年12月26日開催の定時株主総会において取締役役に就任しております。
- (注) 6. 目黒 明氏は、2025年3月17日をもって取締役役を辞任しております。

なお、取締役会における具体的な検討内容は、株主総会の招集、経営計画・予算策定、決算の承認、重要な取引、新規上場に関する事項、重要な人事および組織の改廃、重要な規程の改廃、採用状況、月次業績及び売上高成長率や売上高営業利益率などの重要な経営指標の推移の進捗報告等であります。

c 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は代表取締役 黒仁田 健、取締役CFO 安東 容杜、取締役 菊池 典明、取締役 鬼澤 英、取締役 細野 一樹、常勤監査役 山口 淳一、各事業部長及び代表取締役が必要と認めた者で構成され、原則として毎月1回開催しております。経営会議においては、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

d 監査役及び監査役会

監査役が、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、事業所の調査等を通じた監査を行っております。提出日時点での監査役は、山口 淳一、山本 守、倉持 雅弘であります。当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤社外監査役山口淳一を議長に、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の計3名で構成され、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。監査役会は、原則として毎月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等の法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への出席や各オフィスの往査等の実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また、内部監査責任者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

e 内部監査

当社は、現時点において小規模な組織体制であるため、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した当社の業務に精通した従業員（一般従業員）3名が内部監査を実施しております。自己監査とならないように、内部監査担当者は自己が所属する部門以外の監査を実施し、代表取締役、監査役及び監査役会に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果をさらに報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

当社は、史彩監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

当社は、全社におけるリスクマネジメント及び法令・定款の遵守を徹底するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、その定例会を四半期に1回開催しております。本委員会には、代表取締役 黒仁田 健、取締役COO 安東 容杜、取締役 菊池 典明、取締役 鬼澤 英、取締役 細野 一樹、常勤監査役 山口 淳一及び各事業部長が参加しており、リスク情報並びにリスクへの対処について定期的に情報共有・議論を行っております。

当社は、取締役等の指名・報酬に係る評価・決定プロセスの独立性、公平性、透明性及び客観性を担保することにより、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。任意の指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数が社外役員であり、提出日時点で社外取締役 小倉 親子（委員長）、代表取締役 黒仁田 健、社外取締役 中園 美保、社外監査役 山口 淳一、社外監査役 山本 守の5名で構成されております。任意の指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に基づき、取締役の指名・報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申を行います。なお、2024年11度の取締役会にて設置を決定したことから2024年9月期の開催実績はございません。2025年9月期においては提出日時点で3回の開催実績がございます。

当社は、関連当事者取引委員会規程に基づき、任意の関連当事者取引委員会を設置しております。委員の過半数が社外役員であり、提出日時時点で社外取締役 小倉 親子（委員長）、取締役 安東 容杜、社外取締役 中園 美保、社外監査役 山口 淳一、社外監査役 山本 守の5名で構成されております。任意の関連当事者取引委員会は、同規程及び関連当事者取引管理規程に基づき、取締役会の諮問に応じて、関連当事者取引の開始にあたっての取引の合理性、取引条件の妥当性について審議し、取締役会に答申を行います。なお、2024年11度の取締役会にて設置を決定したことから2024年9月期の開催実績はございません。2025年9月期においては提出日時時点で10回の開催実績がございます。

```
graph TD
    GMS[株主総会]
    BOD[取締役会]
    BOA[監査役会]
    CEO[代表取締役]
    CM[経営会議]
    IAO[内部監査担当]
    RAC[リスク・コンプライアンス委員会]
    AA[会計監査人]
    BD[各事業部]

    GMS -- 報告 --> BOD
    GMS -- 選任・解任 --> BOD
    GMS -- 報告 --> BOA
    GMS -- 選任・解任 --> BOA
    GMS -- 報告 --> CEO
    GMS -- 選任・解任 --> CEO
    GMS -- 報告 --> AA
    GMS -- 選任・解任 --> AA
    BOD -- 報告 --> CEO
    BOD -- 選定・解職・監督 --> CEO
    BOA -- 監査役監査 --> CEO
    BOA -- 連携 --> IAO
    BOA -- 連携 --> AA
    CEO -- 報告 --> CM
    CEO -- 指示 --> CM
    CEO -- 報告 --> IAO
    CEO -- 指示 --> IAO
    CM -- 報告 --> RAC
    CM -- 指示 --> RAC
    CM -- 報告 --> BD
    CM -- 指示 --> BD
    IAO -- 内部監査 --> BD
    IAO -- 連携 --> AA
    AA -- 会計監査 --> IAO
    RAC -- 連携 --> BD
    BD -- 報告 --> GMS
```

③ 企業統治に関するその他の事項

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループは、社会から信頼され、社会的責任を果たす継続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社グループは、全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス管理規程」を定め、その運用管理を担当するリスク・コンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。

ロ 当社グループは、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、各業務が法令及び定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査役とも連携し職務執行内容が法令、定款及び関連諸規程に準拠して適正に行なわれているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

ハ 当社グループは、取締役及び使用人が社内外（管理部法務担当者・顧問弁護士事務所）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当社グループは、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。

ロ 経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役職員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社グループは、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「リスク管理規程」を制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。

ロ 危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令又は定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながらリスクを最小限に抑える体制を構築しています。

ハ 有事の際は、「リスク管理規程」に従い、代表取締役を緊急対策本部長とする緊急事態対応体制をとることとし、迅速な対応をとれる体制をとっております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役及び部門責任者等から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ協議・諮問機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の進捗状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行っております。代表取締役は、乖離に対する是正を各担当取締役に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。

- ロ 業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。
 - e 監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役は監査役会との協議のうえ、監査役会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置しております。
 - ロ 監査役会及び監査役を補助する使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役（監査役を除く）から指揮命令を受けないこととなっております。
 - ハ 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役会の同意を得ることとなっております。
 - f 当社の監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる体制となっております。
 - ロ 役職員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査役に遅滞なく報告することとしています。
 - ハ 当社は、監査役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
 - g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社の役職員は、監査役会及び監査役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努めております。
 - ロ 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査担当及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保しております。
 - ハ 取締役は、監査役または監査役会からの適時な報告に対して、真摯に受け止めております。
 - ニ 監査役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれを処理しております。
 - h 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、子会社の経営状況のモニタリングを行っております。また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社の業務が「関係会社管理規程」や子会社の諸規程に基づき適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。
- ④ リスク管理体制の整備の状況
- 当社のリスク管理体制は、「リスク管理規程」を制定し、その全社的な推進や必要な情報の共有化等を検討する体制の強化を図っております。役員を中心とするメンバーにより構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的

な対応を検討しております。さらに、地震、火災等の災害などの有事の際には、代表取締役を緊急対策本部長とする緊急事態対応体制をとることを規定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

⑤ コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス管理規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進・管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、内部通報制度を設けております。

⑥ 情報セキュリティ、個人情報等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティハンドブック」を定め、「職務権限規程」に応じてアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応するため、個人情報の適正な取り扱いと厳格な管理を的確に行っております。当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

⑦ 監査役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定められた監査役の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、会社法第425条第1項各号に定められた範囲内でその責任を免除することができる旨を定款で定めています。これは、監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役および監査役等であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑫ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

a 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応し財務戦略を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑭ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

当社が親会社グループと取引を行う場合には、当該取引の条件については、一般的な市場での条件を勘案し親会社グループ以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しています。また、親会社グループとの取引内容については、原則として当社の関連当事者取引委員会及び取締役会で承認したうえ、取締役会で毎事業年度末に取引実績を報告し継続取引の承認を実施しており、少数株主の利益を害することのないよう取締役会でその妥当性を監視し利益相反状況を管理することで、少数株主の保護に努めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性3名(役員のうち女性の比率30.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	黒仁田 健	1979年11月21日生	2003年2月 辻・本郷税理士法人 入所 2005年4月 アクタス税理士法人 入所 2005年5月 株式会社ビッグアビリティ 入社 2006年2月 辻・本郷税理士法人 入所 2014年10月 辻・本郷税理士法人 経営企画室室長就任 2018年6月 いわぎん事業創造キャピタル株式会社 取締役就任 2018年10月 辻・本郷税理士法人 執行理事就任 2018年11月 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社 監査役就任 2019年1月 CSアカウンティング株式会社 取締役就任 2019年10月 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社 取締役就任 2021年6月 当社代表取締役就任(現任) 2021年6月 辻・本郷税理士法人シニアパートナー DX事業推進室長就任 2022年4月 株式会社ネクステージコンサルティング 取締役就任 2022年10月 特定非営利活動法人未来の樹 社員就任 2024年9月 コロニーインタラクティブ株式会社 取締役就任(現任)	(注) 3	14,000
取締役CFO	安東 容杜	1988年11月13日生	2014年2月 有限責任 あずさ監査法人 入所 2018年9月 株式会社better (現辻・本郷ITコンサルティング株式会社) 設立 代表取締役就任 2018年12月 税理士法人better設立 社員就任 2022年8月 税理士法人better事業譲渡により辻・本郷税理士法人入所 2022年9月 当社取締役就任(現任) 2024年9月 コロニーインタラクティブ株式会社 取締役就任(現任)	(注) 3	10,424
取締役	菊池 典明	1986年7月19日生	2012年4月 辻・本郷税理士法人 入所 2017年9月 辻・本郷税理士法人 社会福祉法人部統括部長就任 2019年10月 辻・本郷税理士法人 パートナー就任 2020年3月 株式会社大場組 監査役就任 2020年6月 社会福祉法人藍青会 監事就任(現任) 2021年6月 株式会社矢高サービス 監査役就任(現任) 2021年11月 当社取締役就任(現任) 2023年10月 株式会社アサヒグラフィック 監査役就任(現任)	(注) 3	7,000
取締役	鬼澤 英	1983年9月1日生	2010年11月 株式会社総務部本郷(現Hongo holdings) 入社 2021年11月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	3,000
取締役	中園 美保	1959年7月16日生	1982年4月 株式会社丸井公告事業社(現株式会社エムクリエイツ) 入社 2010年4月 日本大学芸術学部 客員教授就任(現任) 2023年12月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	細野 一樹	1980年5月26日生	2005年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2013年3月 台湾伊藤忠股份有限公司 情報・保険・物流課長就任 2015年3月 台湾UUPON, Inc. CFO就任 2021年4月 伊藤忠商事株式会社 通信ビジネス部通信・モバイルビジネス第四課長代行就任 2024年4月 当社取締役(現任) 2024年9月 コロニーインタラクティブ株式会社 取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	小倉 親子	1969年9月17日生	1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2007年1月 小倉親子公認会計士事務所開業(現任) 2007年8月 株式会社ウフル 監査役就任 2011年3月 株式会社ウフル 取締役就任 2007年9月 株式会社エムアンドシー 代表取締役就任 2016年11月 株式会社エスキュービズム 取締役監査等委員就任 2018年8月 株式会社グラフ 監査役就任(現任) 2019年4月 株式会社ビューティガレージ 執行役員就任 2021年2月 カバー株式会社 監査役就任 2023年6月 カバー株式会社 取締役監査等委員就任(現任) 2024年1月 株式会社フーモア 取締役就任 2024年12月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	山口 淳一	1963年6月26日生	1986年4月 大和証券株式会社 入社 2020年4月 同社 参与就任 2023年9月 当社常勤社外監査役就任（現任） 2024年9月 コロニーインタラクティブ株式会社 監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	山本 守	1956年5月1日生	1981年4月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入所 2018年7月 株式会社日本橋アカウンティングサービス設立、代表取締役社長就任（現任） 2018年7月 株式会社エータイ 取締役就任 2018年12月 株式会社アピスト 取締役就任（現任） 2019年6月 株式会社Cogent Labs 監査役就任（現任） 2024年12月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	倉持 雅弘	1986年11月3日生	2014年12月 順風法律事務所 入所 2018年9月 東京桜橋法律事務所 入所（現任） 2024年12月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					34,424

- (注) 1. 取締役中園美保及び小倉親子は、社外取締役であります。
2. 監査役山口淳一、山本守及び倉持雅弘は、社外監査役であります。
3. 2025年6月13日開催の臨時株主総会での選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
4. 2025年6月13日開催の臨時株主総会での選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員 コンサルティング第3事業部 部長	大下 宏樹
執行役員 経営管理部 部長	徳永 和喜
執行役員 テクノロジー第2事業部 部長	今西 善昭
執行役員 オペレーションコンサルティング事業部 部長	宮島 亮
執行役員	田上 知之

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は、中園美保及び小倉親子の2名であり、社外監査役は、山口淳一、山本守及び倉持雅弘の3名であります。

社外取締役については、経営に対して公正・中立な立場から提言を行い、取締役会のガバナンス機能を強化することを目的として選任しております。

社外取締役中園美保は、放送作家として広告業界に長年携わっていることから、多様な視点並びに企業のコミュニケーションに関する専門的な知見を有しており、社会で起きている事象に対する深い洞察力のもと、課題解決に向けた企画力・実行力にも秀でていることから、社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断して選任しております。なお、当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の特別の利害関係は存在していません。

社外取締役小倉親子は、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計等に関する深い見識を有しており、当社経営の監督機能向上に活かしていただけるものと期待して社外取締役として選任しております。なお、当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の特別の利害関係は存在していません。

社外監査役については、その高い独立性を有する立場から経営の監視機能を発揮することが可能であると考えており、監査役の過半数を社外監査役とすることで、監査役会による監視体制が有効に機能していると判断しております。

社外監査役山口淳一は、大手上場会社におけるコンプライアンス副担当参与を歴任しており、当社の経営に適切な監査を実行できることを期待して選任しております。なお、当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の特別の利害関係は存在していません。

社外監査役山本守は、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計等に関する深い見識を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことを期待して選任しております。なお、当社との間に人的、資本

的又は取引関係その他の特別の利害関係は存在しておりません。

社外監査役倉持雅弘は、弁護士資格を有しており、様々な会社の事案に携わっており、法律及び会計に関する高い見識や幅広い業種の経験から客観的、中立的な立場から当社の経営に対して適切な監査を実行できることを期待して選任しております。なお、当社との間に人的、資本的又は取引関係その他の特別の利害関係は存在しておりません。

社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準について、当社として特段の定めはありませんが、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を参考に、経歴や当社との関係性を踏まえて、経営に対して公正・中立な立場から提言を行い、取締役会のガバナンス機能を強化客観的かつ専門的な視点で社外役員としての職務を遂行できる独立性が確保できることを個別に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役と社外監査役による監督又は監査、監査役による監査と内部監査及び会計監査人による監査は、連携関係を構築することでより高度な企業統治を実現できるものと考えております。

社外取締役は、取締役会において経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に有益な助言等を行っており、内容に応じて内部監査の実施状況の報告を受けるなどしております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、書類等の閲覧をした上で常勤監査役の監査情報を聴取することにより、広い経営的視野から状況の把握に努め、ガバナンスの監視を行っています。また、内部監査担当者並びに会計監査人等からの報告や意見交換等連携を通じて、監査の実効性を高めています。

監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度内部監査担当者と監査役との間でミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。また監査役会及び内部監査担当者と監査法人との連携につきましては、四半期に1度の頻度で監査法人の報告会に出席し意見交換を行うほか、必要に応じて適宜意見交換を行うなど、三様監査を主体としております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の計3名で構成されております。監査役は会計監査人と定期的に会合を開き、監査結果その他について意見交換を行うことで、監査の品質向上を図っております。

監査役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて随時開催しており、当事業年度においては12回開催しております。なお、個々の監査役の出席状況は、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山口 淳一	12回	12回
桑木 小恵子	12回	12回
大塚 和成	12回	12回
山本 守	—	—
倉持 雅弘	—	—

(注) 1. 桑木 小恵子氏及び大塚 和成氏は、2024年12月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、同日開催の定時株主総会において山本 守氏及び倉持 雅弘氏が新たに監査役に就任しております。

2. 山本 守氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、倉持 雅弘氏は弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会における具体的な検討内容として、監査計画・監査業務分担、各監査役の報酬配分の決定、会計監査人の評価・報酬の妥当性、新規上場に関する事項、内部統制システムの整備・運用状況などを審議しております。また、代表取締役との定期会合を行い、会計監査人からは、監査の実施状況等について定期的に報告を受け、適宜意見交換を行っております。

また、常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会及び各部門における重要な会議へ出席し、適宜、意見を述べ、また、監査役会の議長を務めるとともに、経営管理部・内部監査担当者等と連携し、重要書類の閲覧や取締役及び従業員の業務執行の状況を監査し、監査役会に報告しております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した当社の業務に精通した従業員（一般従業員3名）が担当しており、当該担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役が別部署から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者は、業務が法令及び定められた社内規程に則って行われていることを担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。また、内部監査の実効性を確保するための取組みとして、代表取締役社長への報告に加え、必要に応じて取締役会や監査役会への報告を行っております。

監査役会、内部監査担当者、会計監査人の連携状況（三様監査の状況）としては、定期及び必要な都度の情報共有、意見交換を実施するとともに、内部統制に係わる各部署から必要な情報提供を受けて、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

史彩監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

公認会計士 伊藤 肇

公認会計士 本橋 義郎

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士17名、その他3名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定については、当社グループの事業内容について十分な知識を有すること、品質管理体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績等により総合的に判断しております。

現会計監査人を選定した理由は、当社グループの事業特性を踏まえて、同監査法人の監査実績及び監査費用が当社グループの事業規模に適していること、及び専門性、独立性並びに品質管理体制を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を検討し、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けております。会計監査人の職務の遂行、並びに提出された監査結果報告書は適正であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	9,500	—	11,800	—
連結子会社	—	—	—	—
計	9,500	—	11,800	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社グループの事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会決議に基づき各取締役の固定報酬の額につき一任された代表取締役黒仁田健が、同業他社の水準、業績、従業員給与と均衡、各取締役に求められる職責及び能力等を考慮の上、適正な報酬額を決定しております。権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況、業績等を最も熟知していることから、それらを勘案しつつ各取締役の担当部門について総合的に評価をしたうえで、各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。また、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該報酬等の内容の決定に際しては指名・報酬諮問委員会による審議・答申を経ており、かつ同委員会の答申結果が尊重されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。なお、当社では、取締役の報酬限度額を2021年6月28日開催の定時株主総会にて年額300百万円以内と決議されております。最近事業年度の当社の取締役の報酬等の額の決定においては、当該報酬限度額の範囲内で2024年12月11日開催の指名・報酬諮問委員会にて、各職責、業績及び他社の報酬水準等を考慮し、諮問を実施しております。そして、2024年12月26日に開催された臨時取締役会にて、任意の指名・報酬諮問委員会の助言及び提言に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、業績の状況、経営環境等を勘案し、報酬等の妥当性について審議し、その内容を踏まえて代表取締役に一任しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役会で協議し、決定しております。なお、監査役の報酬総額は、2023年9月29日開催の臨時株主総会にて30百万円以内と決議されております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	37,603	37,603	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	13,800	13,800	—	—	6

※当社の監査役はすべて社外監査役であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。
当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年10月1日から2025年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (5) 当社は、前連結会計年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)につきましては、子会社が存在していなかったため、連結財務諸表は作成しておりません。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)及び当事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、史彩監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)の中間連結財務諸表について、史彩監査法人により期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年10月1日から2025年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2024年 9 月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	866, 820
売掛金	209, 264
商品	7, 801
仕掛品	1, 206
貯蔵品	254
その他	24, 340
貸倒引当金	△50
流動資産合計	1, 109, 638
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	14, 985
減価償却累計額	△3, 053
建物附属設備（純額）	11, 931
その他	19, 175
減価償却累計額	△8, 853
その他（純額）	10, 321
有形固定資産合計	22, 253
無形固定資産	
のれん	296, 219
その他	603
無形固定資産合計	296, 822
投資その他の資産	
繰延税金資産	68, 300
その他	21, 716
投資その他の資産合計	90, 017
固定資産合計	409, 094
資産合計	1, 518, 732

(単位：千円)

当連結会計年度
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	82,296
1年内返済予定の長期借入金	74,856
未払法人税等	37,718
契約負債	31,523
賞与引当金	17,172
その他	192,122
流動負債合計	435,689
固定負債	
長期借入金	220,859
繰延税金負債	2,686
資産除去債務	4,136
その他	7,400
固定負債合計	235,082
負債合計	670,772
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
資本剰余金	791,972
利益剰余金	18,198
株主資本合計	840,170
非支配株主持分	7,789
純資産合計	847,960
負債純資産合計	1,518,732

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2025年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	885,829
売掛金及び契約資産	201,584
商品	16,414
仕掛品	4,511
貯蔵品	112
その他	25,953
貸倒引当金	△104
流動資産合計	1,134,301
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	18,401
減価償却累計額	△6,871
建物附属設備（純額）	11,530
その他	31,565
減価償却累計額	△17,409
その他（純額）	14,155
有形固定資産合計	25,685
無形固定資産	
のれん	280,950
その他	301
無形固定資産合計	281,251
投資その他の資産	
繰延税金資産	69,216
その他	20,747
投資その他の資産合計	89,964
固定資産合計	396,902
資産合計	1,531,204

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2025年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	77,524
1年内返済予定の長期借入金	71,304
未払法人税等	48,727
契約負債	29,961
賞与引当金	22,010
その他	150,022
流動負債合計	399,548
固定負債	
長期借入金	169,975
資産除去債務	4,136
繰延税金負債	2,686
その他	5,359
固定負債合計	182,157
負債合計	581,706
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
資本剰余金	792,033
利益剰余金	127,464
株主資本合計	949,497
非支配株主持分	—
純資産合計	949,497
負債純資産合計	1,531,204

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
売上高	※1 1,291,001
売上原価	635,919
売上総利益	655,082
販売費及び一般管理費	※2,※3 544,885
営業利益	110,197
営業外収益	
受取利息	64
雑収入	542
営業外収益合計	606
営業外費用	
支払利息	1,247
その他	0
営業外費用合計	1,248
経常利益	109,555
税金等調整前当期純利益	109,555
法人税、住民税及び事業税	36,457
法人税等調整額	△5,448
法人税等合計	31,008
当期純利益	78,546
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	78,546

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
当期純利益	78,546
包括利益	78,546
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	78,546
非支配株主に係る包括利益	—

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※1 1,020,143
売上原価	469,846
売上総利益	550,297
販売費及び一般管理費	※2,※3 397,107
営業利益	153,190
営業外収益	
受取利息	388
中小企業倒産防止共済解約手当金	6,820
その他	353
営業外収益合計	7,561
営業外費用	
支払利息	2,026
その他	384
営業外費用合計	2,410
経常利益	158,341
税金等調整前中間純利益	158,341
法人税、住民税及び事業税	48,784
法人税等調整額	△915
法人税等合計	47,868
中間純利益	110,472
非支配株主に帰属する中間純利益	1,206
親会社株主に帰属する中間純利益	109,266

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
中間純利益	110,472
中間包括利益	110,472
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	109,266
非支配株主に係る中間包括利益	1,206

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自2023年10月 1 日 至2024年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	191,975	△60,347	161,627
当期変動額				
新株の発行	299,998	299,998		599,997
減資	△299,998	299,998		—
親会社株主に帰属する 当期純利益			78,546	78,546
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	599,997	78,546	678,543
当期末残高	30,000	791,972	18,198	840,170

	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	—	161,627
当期変動額		
新株の発行		599,997
減資		—
親会社株主に帰属する 当期純利益		78,546
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,789	7,789
当期変動額合計	7,789	686,332
当期末残高	7,789	847,960

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	109,555
減価償却費	5,457
のれん償却額	9,157
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,881
受取利息及び受取配当金	△64
支払利息	1,247
売上債権の増減額 (△は増加)	△86,833
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,176
仕入債務の増減額 (△は減少)	56,477
未払金の増減額 (△は減少)	△65,717
未払費用の増減額 (△は減少)	28,317
未払消費税等の増減額 (△は減少)	48,856
その他	4,438
小計	118,595
利息及び配当金の受取額	64
利息の支払額	△1,265
法人税等の支払額	△19,521
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,873
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△8,556
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 18,212
差入保証金の差入による支出	△4,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,654
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△16,760
株式の発行による収入	599,997
財務活動によるキャッシュ・フロー	683,237
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	786,764
現金及び現金同等物の期首残高	80,056
現金及び現金同等物の期末残高	※1 866,820

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	158,341
減価償却費	7,053
のれん償却額	15,268
貸倒引当金の増減額（△は減少）	53
賞与引当金の増減額（△は減少）	4,837
受取利息及び受取配当金	△388
支払利息	2,026
売上債権の増減額（△は増加）	7,679
棚卸資産の増減額（△は増加）	△11,916
仕入債務の増減額（△は減少）	△4,772
未払金の増減額（△は減少）	△35,071
未払消費税等の増減額（△は減少）	△22,097
長期未払金の増減額（△は減少）	△1,539
その他	12,791
小計	132,266
利息及び配当金の受取額	388
利息の支払額	△2,069
法人税等の支払額	△37,775
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,333
敷金の差入による支出	△97
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,430
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	45,970
長期借入金の返済による支出	△100,406
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	△8,935
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,371
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	19,008
現金及び現金同等物の期首残高	866,820
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 885,829

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

コロニーインタラクティブ株式会社

株式会社アイティマネジメント

コロニーインタラクティブ株式会社、株式会社アイティマネジメントは、2024年9月30日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、コロニーインタラクティブ株式会社の決算日は8月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、コロニーインタラクティブ株式会社については同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、株式会社アイティマネジメントの決算日は6月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、株式会社アイティマネジメントについては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

① 商品・貯蔵品

先入先出法を採用しております。

② 仕掛品

個別法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

ソフトウェア及びハード機器の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ WEBサービスの提供

個人向け相続サービス「better相続」、会計事務所向け教育サービス「実トレfor会計事務所」及び会計事務所向け相続サービス「better相続for会計事務所」を提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

④ 受託開発

受託開発については、一定の期間にわたり充足される履行義務の要件を満たす場合には、一定の期間にわたり収益を認識しています。また、受託開発の履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。但し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短く、かつ少額なものには、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	296,219
減損損失	—

当連結会計年度の主な内訳は、過年度に実施したBPO事業の譲り受けに係るのれん82,416千円及びコロニーインタラクティブ株式会社の取得に係るのれん213,803千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、当連結会計年度においてコロニーインタラクティブ株式会社の全株式を取得し、連結子会社としております。当該企業結合により識別したのれん及び過年度に実施したBPO事業の譲り受けの際に計上されたのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

② 主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	65,614
繰延税金負債との相殺前の金額	68,300

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当社グループの事業計画を基礎として決定しております。当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当連結会計年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

重要な影響はありません。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	177,359 千円
支払報酬	66,191 "
賞与引当金繰入額	26,885 "

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
	22,769 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	676,790	169,204	—	845,994

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 169,204株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 1. スtock・オプション付与時点において当社は未公開企業であり、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

2. 第1回、第2回及び第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	866,820千円
預入期間が3か月を超える定期預金	－ 〃
現金及び現金同等物	866,820千円

- ※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにコロニーインタラクティブ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにコロニーインタラクティブ株式会社株式の取得価額とコロニーインタラクティブ株式会社取得のための支出（純額）との関係は次の通りです。

流動資産	355,524千円
固定資産	29,273 〃
のれん	213,803 〃
流動負債	△134,108 〃
固定負債	△156,702 〃
非支配株主持分	△7,789 〃
株式の取得価額	300,000千円
現金及び現金同等物	318,213 〃
差引：取得による収入	18,212千円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。また、資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、概ね1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金として調達しております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「販売管理規程」及び「与信管理規程」に従い、経営管理部及び各営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社の「販売管理規程」及び「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	295,715	293,051	2,663
負債計	295,715	293,051	2,663

(※1) 現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	866,820	—	—	—
売掛金及び契約資産	209,264	—	—	—
合計	1,076,084	—	—	—

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	74,856	85,032	61,820	49,456	20,685	3,866
合計	74,856	85,032	61,820	49,456	20,685	3,866

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	293,051	—	293,051
負債計	—	293,051	—	293,051

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 7名 当社従業員 8名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 79,792株	普通株式 15,400株
付与日	2023年3月31日	2023年9月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年4月1日～2033年3月31日	2025年10月1日～2033年9月30日

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2024年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名 当社従業員 57名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 80,804株
付与日	2024年9月30日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年10月30日～2034年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日付株式分割(普通株式1株につき普通株式2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利確定前（株）		
前事業年度末	79,792	15,400
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	79,792	15,400
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2024年9月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	80,804
失効	—
権利確定	—
未確定残	80,804
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利行使価格（円）	675	675
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2024年9月27日
権利行使価格（円）	1,773
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

（注） 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算出した価値により決定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	104,520千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産調整勘定	37,933千円
賞与引当金	5,939 "
ソフトウェア	10,134 "
減価償却超過額	2,907 "
未払事業税	4,091 "
資産除去債務	1,125 "
関係会社株式の取得関連費用	6,667 "
その他	212 "
繰延税金資産小計	69,014千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	69,014千円
繰延税金負債	
その他	3,399 "
繰延税金負債合計	3,399千円
繰延税金資産純額	65,614千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割	0.87%
賃上げ促進税制による税額控除	△6.12%
試験研究費等の税額控除	△3.01%
のれん	2.89%
中小法人等の軽減税率適用	△0.72%
その他	△0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.30%

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 コロニーインタラクティブ株式会社

事業の内容 ECサイト構築・運用保守、ウェブサイト企画・構築・運用、デジタルマーケティング企画・運用

(2) 企業結合を行った主な理由

ECサイト、ランディングページ構築などセールス・マーケティング施策、ブランディング、情報システム部門のアウトソーシングに至るまで、中堅・中小企業が抱える経営課題に対してより包括的な形での支援が可能になると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2024年 9月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得する株式譲渡契約を締結したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は8月31日であります。連結決算日との差異が3か月を超えていないため連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用しております。また、2024年 9月30日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度にかかる連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300,000千円
取得原価		300,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 19,276千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

213,803千円

(2) 発生原因

主として一体的な事業運営によるシナジー効果による間接業務の効率化及びシステム開発による業務効率化によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	355,524 千円
固定資産	29,273 〃
資産合計	384,797 〃
流動負債	134,108 〃
固定負債	156,702 〃
負債合計	290,811 〃

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(2024年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	合計
コンサルティングドメイン	159,034
テクノロジードメイン	702,919
オペレーションドメイン	429,047
顧客との契約から生じる収益	1,291,001
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,291,001

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位: 千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	101,866
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	209,264
契約負債(期首残高)	10,753
契約負債(期末残高)	31,523

(注) 契約負債は、主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であります。

また、期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識しております。

なお、当連結会計年度において、株式の取得によりコロニーインタラクティブ株式会社を連結子会社としたことから、契約負債の残高が増加しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
辻・本郷税理士法人	439,279

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の役員が代表を務める会社	辻・本郷税理士法人 (注1)	東京都 新宿区	6,470	税理士法人	0.9	当社サービスの販売等	売上取引 (注2)	439,279	売掛金	32,401
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	CSアカウンティング株式会社 (注3)	東京都 新宿区	50,000	会計・人事のアウトソーシング	-	仕入れ	商品の仕入れ (注2)	15,162	買掛金	1,420

(注) 1. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が代表を務めております。

2. 関連当事者との取引は市場価格等を勘案して価格交渉の上で決定しております。

3. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が議決権の74.1%間接保有しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田上 知之	-	-	子会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	82,602	-	-
役員	清末 直	-	-	子会社取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	26,174	-	-

(注) 当社子会社の銀行借入に対して、当社子会社代表取締役田上知之、取締役清末直より債務保証を受けております。上記取引金額には借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務被保証については、本書提出日現在はずべて解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

Hongo holdings株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	496.56円
1株当たり当期純利益	51.28円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	78,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	78,546
普通株式の期中平均株式数(株)	1,531,591
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数175,996株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(新株予約権の発行)

当社は、2024年12月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対しストック・オプションとして、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社第4回新株予約権を発行することを決議いたしました。

詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更)

当社は、2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年6月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	845,994株
今回の分割により増加した株式数	845,994株
株式分割後の発行済株式総数	1,691,988株
株式分割後の発行可能株式総数	6,767,952株

(3) 分割の日程

基準日	2025年6月12日
効力発生日	2025年6月13日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 定款の一部変更について

発行可能株式総数を、6,767,952株と変更いたしました。

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(会計方針の変更等)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当	133,469千円
賞与引当金繰入額	18,318 〃

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
	5,147 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	885,829千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	885,829千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	合計
コンサルティングドメイン	181,828
テクノロジードメイン	552,287
オペレーションドメイン	286,027
顧客との契約から生じる収益	1,020,143
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,020,143

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1株当たり中間純利益	64円58銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	109,266
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	109,266
普通株式の期中平均株式数(株)	1,691,988
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権 6,000個 (普通株式 12,000株) 発行日 2024年12月27日

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当中間連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更)

当社は、2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年6月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数 845,994株

今回の分割により増加した株式数 845,994株

株式分割後の発行済株式総数 1,691,988株

株式分割後の発行可能株式総数 6,767,952株

(3) 分割の日程

基準日 2025年6月12日

効力発生日 2025年6月13日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 定款の一部変更について

発行可能株式総数を、6,767,952株と変更いたしました。

(当社連結子会社が利用するクラウドサーバーへの不正アクセスについて)

当社の連結子会社であるコロニーインタラクティブ株式会社において、同社が利用するクラウドサーバーが第三者による不正アクセスを受け、多額の利用料が発生した事実が判明いたしました。本件の概要および業績への影響については下記のとおりです。

1. 経緯

2025年7月29日、同社が利用するクラウドサーバーにおいて異常な利用料が発生している事実を検知し、外部専門家を交えて調査を開始しました。調査の結果、第三者が不正にサーバーを利用していたことが判明いたしました。なお、当該サーバーは開発環境であったため、個人情報を含む情報流出の事実は確認されていません。

判明後、直ちにサーバーを停止するとともに、所轄警察署へ被害届を提出しております。

2. 業績への影響

本事象の結果、不正利用により発生した利用料等73,678千円を、2025年9月期第4四半期の連結決算において、特別損失として計上しております。

⑤ 【連結附属明細表】(2024年9月30日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	3,432	74,856	1.41	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	23,229	220,859	1.38	2025年10月1日～ 2030年4月30日
合計	26,661	295,715	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	85,032	61,820	49,456	20,685

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第14期第3四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第14期第3四半期連結累計期間(2024年10月1日から2025年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。当社は、第3四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年10月1日から2025年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、史彩監査法人の期中レビューを受けております。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (2025年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	889,287
売掛金及び契約資産	260,423
商品	11,270
仕掛品	5,932
貯蔵品	115
その他	28,368
貸倒引当金	△51
流動資産合計	1,195,346
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	18,401
減価償却累計額	△7,380
建物附属設備(純額)	11,021
その他	27,710
減価償却累計額	△15,913
その他(純額)	11,797
有形固定資産合計	22,818
無形固定資産	
のれん	273,316
その他	182
無形固定資産合計	273,499
投資その他の資産	
繰延税金資産	69,216
その他	20,433
投資その他の資産合計	89,649
固定資産合計	385,967
資産合計	1,581,313

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	58,624
1年内返済予定の長期借入金	75,393
未払法人税等	66,146
契約負債	28,499
賞与引当金	34,055
その他	160,598
流動負債合計	423,317
固定負債	
長期借入金	144,531
資産除去債務	4,136
繰延税金負債	2,686
その他	—
固定負債合計	151,353
負債合計	574,671
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
資本剰余金	792,033
利益剰余金	184,609
株主資本合計	1,006,642
非支配株主持分	—
純資産合計	1,006,642
負債純資産合計	1,581,313

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,548,011
売上原価	713,640
売上総利益	834,370
販売費及び一般管理費	597,474
営業利益	236,895
営業外収益	
受取利息	445
中小企業倒産防止共済解約手当金	6,820
その他	1,049
営業外収益合計	8,314
営業外費用	
支払利息	2,998
その他	477
営業外費用合計	3,475
経常利益	241,734
特別利益	
固定資産売却益	2,379
特別利益合計	2,379
税金等調整前四半期純利益	244,114
法人税、住民税及び事業税	77,412
法人税等調整額	△915
法人税等合計	76,496
四半期純利益	167,617
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,206
親会社株主に帰属する四半期純利益	166,411

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)
四半期純利益	167,617
四半期包括利益	167,617
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	166,411
非支配株主に係る四半期包括利益	1,206

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)
減価償却費	9,820千円
のれんの償却額	22,903〃

(重要な後発事象)

(当社連結子会社が利用するクラウドサーバーへの不正アクセスについて)

当社の連結子会社であるコロニーインタラクティブ株式会社において、同社が利用するクラウドサーバーが第三者による不正アクセスを受け、多額の利用料が発生した事実が判明いたしました。本件の概要および業績への影響については下記のとおりです。

1. 経緯

2025年7月29日、同社が利用するクラウドサーバーにおいて異常な利用料が発生している事実を検知し、外部専門家を交えて調査を開始しました。調査の結果、第三者が不正にサーバーを利用していたことが判明いたしました。なお、当該サーバーは開発環境であったため、個人情報を含む情報流出の事実は確認されておりません。

判明後、直ちにサーバーを停止するとともに、所轄警察署へ被害届を提出しております。

2. 業績への影響

本事象の結果、不正利用により発生した利用料等73,678千円を、2025年9月期第4四半期の連結決算において、特別損失として計上しております。

2025年11月12日の取締役会において承認された第14期連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)及び比較情報として第13期連結会計年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

(1) [連結財務諸表]

① [連結貸借対照表]

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	866,820	940,339
売掛金及び契約資産	※1 209,264	※1 278,153
商品	7,801	14,374
仕掛品	1,206	6,309
貯蔵品	254	126
その他	24,340	36,487
貸倒引当金	△50	△151
流動資産合計	1,109,638	1,275,639
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	14,985	18,401
減価償却累計額	△3,053	△7,882
建物附属設備(純額)	11,931	10,519
その他	19,175	29,928
減価償却累計額	△8,853	△19,476
その他(純額)	10,321	10,452
有形固定資産合計	22,253	20,971
無形固定資産		
のれん	296,219	265,682
その他	603	—
無形固定資産合計	296,822	265,682
投資その他の資産		
繰延税金資産	68,300	90,139
その他	21,716	20,038
投資その他の資産合計	90,017	110,177
固定資産合計	409,094	396,830
資産合計	1,518,732	1,672,470

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82,296	78,886
1年内返済予定の長期借入金	74,856	74,947
未払法人税等	37,718	86,509
契約負債	31,523	33,604
賞与引当金	17,172	23,198
不正アクセス関連損失引当金	—	71,295
その他	192,122	170,040
流動負債合計	435,689	538,481
固定負債		
長期借入金	220,859	120,135
繰延税金負債	2,686	—
資産除去債務	4,136	4,136
その他	7,400	—
固定負債合計	235,082	124,271
負債合計	670,772	662,753
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	791,972	792,033
利益剰余金	18,198	187,684
株主資本合計	840,170	1,009,717
非支配株主持分	7,789	—
純資産合計	847,960	1,009,717
負債純資産合計	1,518,732	1,672,470

② [連結損益計算書及び連結包括利益計算書]

[連結損益計算書]

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※ 1 1,291,001	※ 1 2,124,225
売上原価	635,919	992,098
売上総利益	655,082	1,132,127
販売費及び一般管理費	※ 2, ※ 3 544,885	※ 2, ※ 3 811,656
営業利益	110,197	320,471
営業外収益		
受取利息	64	1,175
受取配当金	—	0
中小企業倒産防止共済解約手当金	—	6,820
雑収入	542	1,148
営業外収益合計	606	9,144
営業外費用		
支払利息	1,247	4,504
その他	0	643
営業外費用合計	1,248	5,147
経常利益	109,555	324,468
特別利益		
固定資産売却益	—	2,379
特別利益合計	—	2,379
特別損失		
不正アクセス関連費用	—	※ 4 2,382
不正アクセス関連損失引当金繰入額	—	※ 4 71,295
特別損失合計	—	73,678
税金等調整前当期純利益	109,555	253,169
法人税、住民税及び事業税	36,457	107,001
法人税等調整額	△5,448	△24,524
法人税等合計	31,008	82,477
当期純利益	78,546	170,692
非支配株主に帰属する当期純利益	—	1,206
親会社株主に帰属する当期純利益	78,546	169,485

[連結包括利益計算書]

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
当期純利益	78,546	170,692
包括利益	78,546	170,692
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	78,546	169,485
非支配株主に係る包括利益	—	1,206

③ [連結株主資本等変動計算書]

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	191,975	△60,347	161,627
当期変動額				
新株の発行	299,998	299,998		599,997
減資	△299,998	299,998		—
親会社株主に帰属する 当期純利益			78,546	78,546
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	599,997	78,546	678,543
当期末残高	30,000	791,972	18,198	840,170

	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	—	161,627
当期変動額		
新株の発行		599,997
減資		—
親会社株主に帰属する 当期純利益		78,546
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,789	7,789
当期変動額合計	7,789	686,332
当期末残高	7,789	847,960

当連結会計年度(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	791,972	18,198	840,170
当期変動額				
連結子会社株式の取得による持分の増減		60		60
親会社株主に帰属する当期純利益			169,485	169,485
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	60	169,485	169,546
当期末残高	30,000	792,033	187,684	1,009,717

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	7,789	847,960
当期変動額		
連結子会社株式の取得による持分の増減		60
親会社株主に帰属する当期純利益		169,485
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,789	△7,789
当期変動額合計	△7,789	161,757
当期末残高	—	1,009,717

④ 「連結キャッシュ・フロー計算書」

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	109,555	253,169
減価償却費	5,457	11,177
のれん償却額	9,157	30,537
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	100
賞与引当金の増減額(△は減少)	8,881	6,025
不正アクセス関連損失引当金の増減額(△は減少)	—	71,295
受取利息及び受取配当金	△64	△1,176
支払利息	1,247	4,504
売上債権の増減額(△は増加)	△86,833	△68,889
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,176	△11,674
仕入債務の増減額(△は減少)	56,477	△3,410
未払金の増減額(△は減少)	△65,717	△47,821
未払費用の増減額(△は減少)	28,317	20,090
未払消費税等の増減額(△は減少)	48,856	△2,089
その他	4,438	△6,597
小計	118,595	255,242
利息及び配当金の受取額	64	1,176
利息の支払額	△1,265	△4,504
法人税等の支払額	△19,521	△54,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,873	197,234
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,556	△22,740
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 18,212	—
有形固定資産の売却による収入	—	8,593
敷金及び差入保証金の差入による支出	△4,001	△97
敷金及び差入保証金の返戻による収入	—	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,654	△14,147
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	45,970
長期借入金返済による支出	△16,760	△146,603
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△8,935
株式の発行による収入	599,997	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	683,237	△109,568
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	786,764	73,518
現金及び現金同等物の期首残高	80,056	866,820
現金及び現金同等物の期末残高	※1 866,820	※1 940,339

[注記事項]

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

コロニーインタラクティブ株式会社

株式会社アイティマネジメント

コロニーインタラクティブ株式会社、株式会社アイティマネジメントは、2024年9月30日の株式取得に伴い、前連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を前連結会計年度末としているため、前連結会計年度は貸借対照表のみ連結しておりましたが、当連結会計年度から通常の連結の範囲としております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、コロニーインタラクティブ株式会社の決算日は8月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、コロニーインタラクティブ株式会社については同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、株式会社アイティマネジメントの決算日は6月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、株式会社アイティマネジメントについては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

① 商品・貯蔵品

先入先出法を採用しております。

② 仕掛品

個別法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 不正アクセス関連損失引当金

外部からの不正アクセスに伴うデータ処理量の増加に係る費用を勘案し損失見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

ソフトウェア及びハード機器の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ WEBサービスの提供

個人向け相続サービス「better相続」、会計事務所向け教育サービス「実トレfor会計事務所」及び会計事務所向け相続サービス「better相続for会計事務所」を提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

④ 受託開発

受託開発については、一定の期間にわたり充足される履行義務の要件を満たす場合には、一定の期間にわたり収益を認識しています。また、受託開発の履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。但し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短く、かつ少額なものには、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	296,219	265,682
減損損失	—	—

当連結会計年度の主な内訳は、過年度に実施したBP0事業の譲り受けに係るのれん73,259千円及びコロニーインタラクティブ株式会社の取得に係るのれん192,422千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、過年度にコロニーインタラクティブ株式会社の全株式を取得し連結子会社とした際に計上されたのれん及び過年度に実施したBP0事業の譲り受けの際に計上されたのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

② 主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	65,614	90,139
繰延税金負債との相殺前の金額	68,300	90,139

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当社グループの事業計画を基礎として決定しております。当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当連結会計年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま
す。

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3. （1）顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

- ※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- ※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	51,403 千円	91,198 千円
給料及び手当	177,359 "	263,730 "
支払報酬	66,191 "	69,436 "
賞与引当金繰入額	26,885 "	34,174 "
貸倒引当金繰入額	— "	195 "

- ※ 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
	22,769 千円	6,280 千円

- ※ 4 不正アクセス関連費用は、外部からの不正アクセスに伴う調査や対応に係る費用であります。また、不正アクセス関連損失引当金は、外部からの不正アクセスに伴うデータ処理量の増加に係る費用を勘案し損失見込み額を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	676,790	169,204	—	845,994

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 169,204株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 1. スtock・オプション付与時点において当社は未公開企業であり、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

2. 第1回、第2回及び第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	845,994	845,994	—	1,691,988

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増加845,994株は、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 1. スtock・オプション付与時点において当社は未公開企業であり、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

2. 第2回、第3回及び第4回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	866,820 千円	940,339 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 〃	— 〃
現金及び現金同等物	866,820 千円	940,339 千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

株式の取得により新たにコロニーインタラクティブ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにコロニーインタラクティブ株式会社株式の取得価額とコロニーインタラクティブ株式会社取得のための支出(純額)との関係は次の通りです。

流動資産	355,524千円
固定資産	29,273 〃
のれん	213,803 〃
流動負債	△134,108 〃
固定負債	△156,702 〃
非支配株主持分	△7,789 〃
株式の取得価額	300,000千円
現金及び現金同等物	318,213 〃
差引：取得による収入	18,212千円

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。また、資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、概ね1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金として調達しております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「販売管理規程」及び「与信管理規程」に従い、経営管理部及び各営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社の「販売管理規程」及び「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	295,715	293,051	2,663
負債計	295,715	293,051	2,663

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	195,082	193,514	1,567
負債計	195,082	193,514	1,567

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	866,820	—	—	—
売掛金及び契約資産	209,264	—	—	—
合計	1,076,084	—	—	—

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	940,339	—	—	—
売掛金及び契約資産	278,153	—	—	—
合計	1,218,493	—	—	—

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	74,856	85,032	61,820	49,456	20,685	3,866
合計	74,856	85,032	61,820	49,456	20,685	3,866

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	74,947	50,788	45,030	22,384	1,933	—
合計	74,947	50,788	45,030	22,384	1,933	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	293,051	—	293,051
負債計	—	293,051	—	293,051

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	193,514	—	193,514
負債計	—	193,514	—	193,514

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 7名 当社従業員 8名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 79,792株	普通株式 15,400株
付与日	2023年3月31日	2023年9月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年4月1日～2033年3月31日	2025年10月1日～2033年9月30日

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2024年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名 当社従業員 57名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 80,804株
付与日	2024年9月30日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年10月30日～2034年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日付株式分割(普通株式1株につき普通株式2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利確定前(株)		
前事業年度末	79,792	15,400
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	79,792	15,400
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—

権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2024年9月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	80,804
失効	—
権利確定	—
未確定残	80,804
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利行使価格（円）	675	675
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2024年9月27日
権利行使価格（円）	1,773
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算出した価額により決定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	104,520千円
当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 7名 当社従業員 8名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 79,792株	普通株式 15,400株
付与日	2023年3月31日	2023年9月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年4月1日～2033年3月31日	2025年10月1日～2033年9月30日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年9月27日	2024年12月26日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名 当社従業員 57名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 80,804株	普通株式 12,000株
付与日	2024年9月30日	2024年12月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年10月30日～2034年9月30日	2026年12月28日～2034年12月27日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日付株式分割(普通株式1株につき普通株式2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利確定前(株)		
前事業年度末	79,792	15,400
付与	—	—
失効	5,000	—
権利確定	—	—
未確定残	74,792	15,400
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—

権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年9月27日	2024年12月26日
権利確定前（株）		
前事業年度末	80,804	—
付与	—	12,000
失効	400	—
権利確定	—	—
未確定残	80,404	12,000
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注） 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利行使価格（円）	675	675
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年9月27日	2024年12月26日
権利行使価格（円）	1,773	1,773
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算出した価額により決定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロ

ロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	99,030千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
資産調整勘定	37,933 千円	28,700 千円
賞与引当金	5,939 "	8,024 "
ソフトウェア	10,134 "	10,179 "
減価償却超過額	2,907 "	1,196 "
未払事業税	4,091 "	8,423 "
資産除去債務	1,125 "	1,748 "
関係会社株式の取得関連費用	6,667 "	6,667 "
特別損失引当金	— "	24,425 "
その他	212 "	808 "
繰延税金資産小計	69,014 千円	90,174 千円
評価性引当額	— "	— "
繰延税金資産合計	69,014 千円	90,174 千円
繰延税金負債		
その他	3,399 "	35 "
繰延税金負債合計	3,399 千円	35 千円
繰延税金資産純額	65,614 千円	90,139 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
住民税均等割	0.87%	0.63%
賃上げ促進税制による税額控除	△6.12%	△5.24%
試験研究費等の税額控除	△3.01%	△0.36%
のれん	2.89%	4.17%
中小法人等の軽減税率適用	△0.72%	△0.62%
その他	△0.20%	△0.59%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.30%	32.58%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 コロニーインタラクティブ株式会社

事業の内容 ECサイト構築・運用保守、ウェブサイト企画・構築・運用、デジタルマーケティング企画・運用

(2) 企業結合を行った主な理由

ECサイト、ランディングページ構築などセールス・マーケティング施策、ブランディング、情報システム部門のアウトソーシングに至るまで、中堅・中小企業が抱える経営課題に対してより包括的な形での支援が可能になると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2024年 9月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得する株式譲渡契約を締結したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は8月31日でありますが、連結決算日との差異が3か月を超えていないため連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用しております。また、2024年 9月30日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度にかかる連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300,000千円
取得原価		300,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 19,276千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

213,803千円

(2) 発生原因

主として一体的な事業運営によるシナジー効果による間接業務の効率化及びシステム開発による業務効率化によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	355,524 千円
固定資産	29,273 〃
資産合計	384,797 〃
流動負債	134,108 〃
固定負債	156,702 〃
負債合計	290,811 〃

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2024年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	合計
コンサルティングドメイン	159,034
テクノロジードメイン	702,919
オペレーションドメイン	429,047
顧客との契約から生じる収益	1,291,001
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,291,001

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	合計
コンサルティングドメイン	333,560
テクノロジードメイン	1,118,249
オペレーションドメイン	672,416
顧客との契約から生じる収益	2,124,225
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,124,225

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	101,866	209,264
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	209,264	275,593
契約資産(期首残高)	—	—
契約資産(期末残高)	—	2,560
契約負債(期首残高)	10,753	31,523
契約負債(期末残高)	31,523	33,604

(注) 契約資産は、期末日時時点で履行義務を充足しているが、請求期限が到来していない対価の額であり、収益認識に伴って増加し、顧客に対して対価の額を請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であります。また、期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
辻・本郷税理士法人	439,279

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
辻・本郷税理士法人	442,579

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

〔関連当事者情報〕

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の役員が代表を務める会社	辻・本郷税理士法人 (注1)	東京都 新宿区	6,470	税理士法人	0.9	当社サービスの販売等	売上取引 (注2)	439,279	売掛金	32,401
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	CSアカウンティング株式会社 (注3)	東京都 新宿区	50,000	会計・人事 のアウトソーシング	-	仕入れ	商品の仕入れ (注2)	15,162	買掛金	1,420

- (注) 1. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が代表を務めております。
2. 関連当事者との取引は市場価格等を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が議決権の74.1%間接保有しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の役員が代表を務める会社	辻・本郷税理士法人 (注1)	東京都 新宿区	3,960	税理士法人	0.9	当社サービスの販売等	売上取引 (注2)	442,579	売掛金	17,572
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	CSアカウンティング株式会社 (注3)	東京都 新宿区	50,000	会計・人事 のアウトソーシング	-	仕入れ	商品の仕入れ (注2)	15,453	買掛金	1,422

- (注) 1. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が代表を務めております。
2. 関連当事者との取引は市場価格等を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が議決権の74.1%間接保有しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田上 知之	-	-	子会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	82,602	-	-
役員	清末 直	-	-	子会社取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	26,174	-	-

- (注) 当社子会社の銀行借入に対して、当社子会社代表取締役田上知之、取締役清末直より債務保証を受けております。上記取引金額には借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務被保証については、本書提出日現在はずべて解消しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

親会社情報

Hongo holdings株式会社 (非上場)

当連結会計年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

親会社情報

Hongo holdings株式会社 (非上場)

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	496.56円	596.76
1 株当たり当期純利益	51.28円	100.17

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	78,546	169,485
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	78,546	169,485
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,531,591	1,691,988
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数175,996株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数182,596株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,056	548,607
売掛金	101,866	188,273
商品	5,876	7,053
貯蔵品	57	254
前払費用	6,000	7,694
その他	3,042	6,008
貸倒引当金	△36	△36
流動資産合計	196,863	757,856
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	2,497	3,964
減価償却累計額	△108	△910
建物附属設備（純額）	2,389	3,053
工具、器具及び備品	6,049	13,140
減価償却累計額	△4,792	△8,853
工具、器具及び備品（純額）	1,257	4,286
有形固定資産合計	3,647	7,339
無形固定資産		
のれん	91,574	82,416
無形固定資産合計	91,574	82,416
投資その他の資産		
関係会社株式	-	319,276
繰延税金資産	61,896	60,677
その他	6,220	9,629
投資その他の資産合計	68,116	389,583
固定資産合計	163,338	479,339
資産合計	360,201	1,237,196

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,214	76,834
1年内返済予定の長期借入金	3,432	23,154
未払金	93,800	32,940
未払費用	17,717	46,017
未払法人税等	9,663	30,138
契約負債	10,753	8,523
預り金	6,473	15,143
賞与引当金	8,290	17,172
その他	-	47,746
流動負債合計	175,345	297,669
固定負債		
長期借入金	23,229	86,747
固定負債合計	23,229	86,747
負債合計	198,574	384,416
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	-	299,998
その他資本剰余金	191,975	491,973
資本剰余金合計	191,975	791,972
利益剰余金		
利益準備金	6,000	6,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△66,347	24,807
利益剰余金合計	△60,347	30,807
株主資本合計	161,627	852,779
純資産合計	161,627	852,779
負債純資産合計	360,201	1,237,196

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)
売上高	654,958	1,291,001
売上原価	242,724	635,919
売上総利益	412,234	655,082
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 359,948	※ 1, ※ 2 525,608
営業利益	52,285	129,473
営業外収益		
受取利息	1	64
受取出向料	47,172	—
雑収入	1,836	542
営業外収益合計	49,010	606
営業外費用		
支払利息	246	1,247
その他	—	0
営業外費用合計	246	1,248
経常利益	101,049	128,831
税引前当期純利益	101,049	128,831
法人税、住民税及び事業税	9,743	36,457
法人税等調整額	22,713	1,218
法人税等合計	32,456	37,676
当期純利益	68,592	91,154

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30 日)		当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	12,502	96.9	232,085	83.9
II 経費		404	3.1	44,680	16.1
小計		12,907	100.0	276,766	100.0
期首商品棚卸高		4,598		5,876	
当期商品仕入高		231,094		360,330	
合計		248,600		642,972	
期末商品棚卸高		5,876		7,053	
売上原価		242,724		635,919	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	404	39,654
旅費交通費	—	5,026

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	191,975	191,975
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計			
当期末残高	30,000	191,975	191,975

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	6,000	△134,940	△128,940	93,034	93,034
当期変動額					
当期純利益		68,592	68,592	68,592	68,592
当期変動額合計		68,592	68,592	68,592	68,592
当期末残高	6,000	△66,347	△60,347	161,627	161,627

当事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000		191,975	191,975
当期変動額				
新株の発行	299,998	299,998		299,998
減資	△299,998		299,998	299,998
当期純利益				
当期変動額合計	—	299,998	299,998	599,997
当期末残高	30,000	299,998	491,973	791,972

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	6,000	△66,347	△60,347	161,627	161,627
当期変動額					
新株の発行				599,997	599,997
減資				—	—
当期純利益		91,154	91,154	91,154	91,154
当期変動額合計		91,154	91,154	691,152	691,152
当期末残高	6,000	24,807	30,807	852,779	852,779

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	101,049
減価償却費	4,148
長期前払費用償却額	178
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	36
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,328
売上債権の増減額 (△は増加)	△53,893
棚卸資産の増減額 (△は増加)	392
仕入債務の増減額 (△は減少)	9,172
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,670
立替金の増減額 (△は増加)	4,161
未払金の増減額 (△は減少)	12,622
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11,399
未払費用の増減額 (△は減少)	10,647
契約負債の増減額 (△は減少)	△4,115
預り金の増減額 (△は減少)	△4,823
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	246
その他	△1,713
小計	60,712
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△228
法人税等の支払額	△506
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,978
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,040
差入保証金の差入による支出	△5,754
事業譲受による支出	※2 △70,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△82,795
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	3,432
長期借入金の返済による支出	△6,336
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,904
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△25,720
現金及び現金同等物の期首残高	105,776
現金及び現金同等物の期末残高	※1 80,056

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(1) 商品・貯蔵品

先入先出法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 商品の販売

ソフトウェア及びハード機器の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ WEBサービスの提供

個人向け相続サービス「better相続」、会計事務所向け教育サービス「実トレfor会計事務所」及び会計事務所向け相続サービス「better相続for会計事務所」を提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の定価による簿価切下げの方法）

(1) 商品・貯蔵品

先入先出法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

ソフトウェア及びハード機器の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ WEBサービスの提供

個人向け相続サービス「better相続」、会計事務所向け教育サービス「実トレfor会計事務所」及び会計事務所向け相続サービス「better相続for会計事務所」を提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

のれん	91,574
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、当事業年度において、辻・本郷スマートアセット株式会社の事業の一部を譲り受けを実行しておりますが、当事業年度末の貸借対照表に計上されているのれんは、当該事業の譲り受けの際に計上されたものです。

当該企業結合により識別したのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

② 主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	61,896
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当社グループの事業計画を基礎として決定しております。当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当事業年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

のれん	82,416
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当事業年度末の貸借対照表に計上されているのれんは、過年度に実施した事業の譲り受けの際に計上されたものです。のれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

② 主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	60,677
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当社グループの事業計画を基礎として決定しております。当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測と判断しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当事業年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	110,563 千円	177,359 千円
広告宣伝費	41,804 "	43,225 "
賞与引当金繰入額	15,724 "	26,885 "
減価償却費	4,148 "	5,457 "
のれん償却額	— "	9,157 "
貸倒引当金繰入額	36 "	— "
おおよその割合		
販売費	61.9 %	56.1 %
一般管理費	38.1 %	43.9 %

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
	17,197千円	22,769 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年 10月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	676,790	—	—	676,790

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

※1 スtock・オプション付与時点において当社は未公開企業であり、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

※2 スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

現金及び預金	80,056千円
現金及び現金同等物	80,056千円

※2 事業の譲受けにより増加した資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

のれん	91,574千円
繰延税金資産	48,426千円
流動負債	△70,000千円
差引：事業譲受による支出	70,000千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。また、資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、概ね1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金として調達しております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「販売管理規程」及び「与信管理規程」に従い、経営管理部及び各営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。

② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	26,661	26,470	△190
負債計	26,661	26,470	△190

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	80,056	-	-	-
売掛金	101,866	-	-	-
合計	181,922	-	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	3,432	3,033	20,196	-	-	-
合計	3,432	3,033	20,196	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	-	26,470	-	26,470
負債計	-	26,470	-	26,470

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年9月30日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	2024年9月30日
子会社株式	319,276

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 7名 当社従業員 8名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 79,792株	普通株式 15,400株
付与日	2023年3月31日	2023年9月30日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年4月1日～2033年3月31日	2025年10月1日～2033年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日付株式分割(普通株式1株につき普通株式2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	79,792	15,400
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	79,792	15,400
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2025年6月13日付株式分割(普通株式1株につき普通株式2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年3月31日	2023年9月29日
権利行使価格（円）	675	675
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 2025年6月13日付株式分割（普通株式1株につき普通株式2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算出した価額により決定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
資産調整勘定	47,618千円
賞与引当金	2,867 "
ソフトウェア	5,395 "
減価償却超過額	4,619 "
未払事業税	1,365 "
資産除去債務	15 "
その他	12 "
繰延税金資産小計	61,896千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	61,896千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割	0.55%
賃上げ促進税制による税額控除	△1.98%
中小法人等の軽減税率適用	△0.71%
その他	△0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.10%

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
資産調整勘定	37,933千円
賞与引当金	5,939 "
ソフトウェア	10,134 "
減価償却超過額	2,907 "
未払事業税	3,540 "
資産除去債務	221 "
繰延税金資産小計	60,677千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	60,677千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
（調整）	
住民税均等割	0.74%
賃上げ促進税制による税額控除	△5.20%
試験研究費等の税額控除	△2.56%
のれん	2.46%
中小法人等の軽減税率適用	△0.61%
その他	△0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.24%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(事業の譲受)

当社は、2023年9月13日開催の取締役会において、辻・本郷スマートアセット株式会社の事業の一部を譲り受けることを決議し、事業譲受契約を締結し、2023年9月30日に実行いたしました。

(1) 事業譲受の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業内容
被取得企業の名称 辻・本郷スマートアセット株式会社
事業の内容 BP0事業（経理代行業業及び人材派遣事業）
- ② 企業結合を行った主な理由
当社が提供するDXに関するプラットフォーム事業の機能拡充を図るものであります。
- ③ 企業結合日
2023年9月30日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受
- ⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価として事業の譲り受けを行ったためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	140,000千円
取得原価		140,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額
91,574千円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	合計
コンサルティングドメイン	105,888
テクノロジードメイン	515,189
オペレーションドメイン	33,879
顧客との契約から生じる収益	654,958
その他の収益	—
外部顧客への売上高	654,958

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位: 千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	47,973
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	101,866
契約負債(期首残高)	14,868
契約負債(期末残高)	10,753

(注) 契約負債は、主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であります。

なお、期首現在の契約負債残高は、すべて当事業年度の収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)

当社は、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自2022年10月1日 至2023年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
辻・本郷税理士法人	318,479

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自2022年10月 1 日 至2023年 9 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自2022年10月 1 日 至2023年 9 月30日)

当社の事業セグメントは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自2022年10月 1 日 至2023年 9 月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	辻・本郷スマートアセット株式会社	東京都新宿区	30,000	再生エネルギー等 オルタナティブ資産の投資・販売・コンサルティング	-	事業の譲受	事業の譲受(注2)	140,000	未払金	77,000

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の役員が代表を務める会社	辻・本郷税理士法人 (注1)	東京都新宿区	6,470	税理士法人	1.1	当社サービスの販売等	売上取引(注2)	318,479	売掛金	41,980
							出向者給与の受取(注3)	47,172	—	—
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	CSアカウンティング株式会社 (注4)	東京都新宿区	50,000	会計・人事のアウトソーシング	-	仕入れ	商品の仕入れ(注2)	10,017	買掛金	1,463

(注) 1. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が代表を務めております。

2. 関連当事者との取引は市場価格等を勘案して価格交渉の上で決定しております。

3. 出向負担金については、業務内容等を勘案し両社の合意に基づき決定しております。なお、当該契約については2023年3月末をもって終了しております。

4. 当社の主要株主であるHongo holdings株式会社の議決権の100%を直接所有する本郷孔洋氏が議決権の74.1%を間接保有しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

Hongo holdings株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	119.41円
1株当たり当期純利益	50.68円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	68,592
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	68,592
普通株式の期中平均株式数(株)	1,353,580
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数 普通株式95,192株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(新株予約権の発行)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑤ 【附属明細表】（2024年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期 償却額	差引 当期末 残高
有形固定資産							
建物附属設備	2,497	1,466	－	3,964	910	802	3,053
工具、器具及び備品	6,049	7,090	－	13,140	8,853	4,061	4,286
有形固定資産計	8,547	8,556	－	17,104	9,764	4,864	7,339
無形固定資産							
のれん	91,574	－	－	91,574	9,157	9,157	82,416
無形固定資産計	91,574	－	－	91,574	9,157	9,157	82,416

（注） 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 本社 パソコン等 6,281千円

【引当金明細表】

（単位：千円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 （目的使用）	当期減少額 （その他）	当期末残高
貸倒引当金	36	－	－	－	36
賞与引当金	8,290	26,885	18,003	－	17,172

(2) 【主な資産及び負債の内容】（2024年9月30日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月末日、毎年9月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://ht-itc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名 称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者との 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏 名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者との 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2023年9月 25日	Hongo holdings 株式会社 代表取締役 本郷 孔洋	東京都新宿区 西新宿一丁目 25番1号 新宿 センタービル 31階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	菊池典明	—	特別利害関係 者等(当社の 取締役)	7,000	4,725,000 (675) (注) 4	経営参画へ の意識向上 のため
2023年9月 26日	Hongo holdings 株式会社 代表取締役 本郷 孔洋	東京都新宿区 西新宿一丁目 25番1号 新宿 センタービル 31階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	鬼澤英	—	特別利害関係 者等(当社の 取締役)	3,000	2,025,000 (675) (注) 4	経営参画へ の意識向上 のため
2023年9月 27日	Hongo holdings 株式会社 代表取締役 本郷 孔洋	東京都新宿区 西新宿一丁目 25番1号 新宿 センタービル 31階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	猪野茂	—	特別利害関係 者等(当社の 取締役) (注) 7	3,000	2,025,000 (675) (注) 4	経営参画へ の意識向上 のため
2023年9月 27日	Hongo holdings 株式会社 代表取締役 本郷 孔洋	東京都新宿区 西新宿一丁目 25番1号 新宿 センタービル 31階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	桑木小恵子	—	特別利害関係 者等(当社の 監査役) (注) 8	7,000	4,725,000 (675) (注) 4	経営参画へ の意識向上 のため
2023年9月 28日	Hongo holdings 株式会社 代表取締役 本郷 孔洋	東京都新宿区 西新宿一丁目 25番1号 新宿 センタービル 31階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	黒仁田健	東京都 東村山市	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役、 大株主上位10 名) (注) 6	14,000	9,450,000 (675) (注) 4	経営参画へ の意識向上 のため
2024年3月 27日	Hongo holdings 株式会社 代表取締役 本郷 孔洋	東京都新宿区 西新宿一丁目 25番1号 新宿 センタービル 31階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	伊藤忠商事 株式会社 代表取締役 石井 敬太	東京都 港区北青山 2-5-1	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 6	112,802	199,997,946 (1,773) (注) 5	資本業務提携 に伴う譲渡

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2022年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされており。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

6. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。
7. 猪野茂は当社の取締役でありましたが、2024年12月26日付で当社の取締役を退任したため、特別利害関係者等（当社の取締役）から外れております。
8. 桑木小恵子は当社の監査役でありましたが、2024年12月26日付で当社の監査役を退任したため、特別利害関係者等（当社の監査役）から外れております。
9. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2024年3月22日	2023年3月31日	2023年9月30日	2024年9月30日
種類	普通株式	第1回新株予約権(ストック・オプション)	第2回新株予約権(ストック・オプション)	第3回新株予約権(ストック・オプション)
発行数	338,408株 (注)7	普通株式 79,792株 (注)7	普通株式 15,400株 (注)7	普通株式 80,804株 (注)7
発行価格	1,773円 (注)4、7	675円 (注)5、7	675円 (注)5、7	1,773円 (注)5、7
資本組入額	886.5円 (注)7	337.5円 (注)7	337.5円 (注)7	886.5円 (注)7
発行価額の総額	599,997,384円	53,859,600円	10,395,000円	143,265,492円
資本組入額の総額	299,998,692円	26,929,800円	5,197,500円	71,632,746円
発行方法	有償第三者割当	2023年3月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年9月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	—	—	(注)3

項目	新株予約権④
発行年月日	2024年12月27日
種類	第4回新株予約権(ストック・オプション)
発行数	普通株式 12,000株 (注)7
発行価格	1,773円 (注)5、7
資本組入額	886.5円 (注)7
発行価額の総額	21,276,000円
資本組入額の総額	10,638,000円
発行方法	2024年12月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募

集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年9月30日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	675円 (注) 7	675円 (注) 7	1,773円 (注) 7	1,773円 (注) 7
行使期間	自 2025年4月1日 至 2033年3月31日	自 2025年10月1日 至 2033年9月30日	自 2026年10月1日 至 2034年9月30日	自 2026年12月28日 至 2034年12月27日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

7. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割前に行われた第三者割当等に係る「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

2025年5月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。以下の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。また、これら以外の項目は、取得時の状況を記載しております。

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長CEO 岡藤 正広 資本金 253,448百万円	東京都港区北青山二丁目 5番1号	商社	338,408	599,997,384 (1,773)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の業務提携先

(注) 伊藤忠商事株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
黒仁田健	東京都東村山市	会社役員	12,292	8,297,100 (675)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)
猪野茂	—	会社役員	9,000	6,075,000 (675)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注) 2
菊池典明	—	会社役員	9,000	6,075,000 (675)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鬼澤英	—	会社役員	9,000	6,075,000 (675)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安東容杜	千葉県千葉市中央区	会社役員	9,000	6,075,000 (675)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
大下宏樹	東京都品川区	会社員	8,000	5,400,000 (675)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の執行役員
徳永和喜	静岡県富士市	会社員	8,000	5,400,000 (675)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の執行役員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 猪野茂は、2024年12月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社取締役を退任し従業員となっております。
3. 表に含まれていない、当社の従業員である取得者の人数は6名、当該取得者の割当株数は10,500株であります。

新株予約権②

当社の従業員18名が新株予約権の取得者であり、総数15,400株が割り当てられております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
黒仁田健	東京都東村山市	会社役員	12,204	21,637,692 (1,773)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)
菊池典明	—	会社役員	8,000	14,184,000 (1,773)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鬼澤英	—	会社役員	7,000	12,411,000 (1,773)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安東容杜	千葉県千葉市中央区	会社役員	7,000	12,411,000 (1,773)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
大下宏樹	東京都品川区	会社員	4,000	7,092,000 (1,773)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の執行役員
徳永和喜	静岡県富士市	会社員	4,000	7,092,000 (1,773)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の執行役員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 表に含まれていない、当社の従業員である取得者の人数は52名、当該取得者の割当株数は38,000株であります。

新株予約権④

当社の従業員1名が新株予約権の取得者であり、総数12,000株が割り当てられております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
Hongo holdings株式会社 ※1	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿セ ンタービル31階	1,053,198	56.18
伊藤忠商事株式会社 ※1	東京都港区北青山二丁目5番1号	451,210	24.07
ニッセイ・キャピタル9号投資事 業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船 ビルディング	40,510	2.16
黒仁田健 ※1、2	東京都東村山市	38,496 (24,496)	2.05 (1.31)
ニッセイ・キャピタル10号投資事 業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船 ビルディング	35,004	1.87
安東容杜 ※1、3	千葉県千葉市中央区	26,424 (16,000)	1.41 (0.85)
菊池典明 ※3	—	24,000 (17,000)	1.28 (0.91)
大下宏樹 ※1、6	東京都品川区	22,424 (12,000)	1.20 (0.64)
徳永和喜 ※1、6	静岡県富士市	22,424 (12,000)	1.20 (0.64)
— ※7	—	22,420 (12,000)	1.20 (0.64)
鬼澤英 ※3	—	19,000 (16,000)	1.01 (0.85)
辻・本郷 税理士法人 ※1	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿セ ンタービル31階	15,400	0.82
猪野茂 ※4、7	—	12,000 (9,000)	0.64 (0.48)
— ※7	—	12,000 (12,000)	0.64 (0.64)
神先孝裕 ※1	神奈川県川崎市高津区	10,502	0.56
AGキャピタル株式会社 ※1	東京都港区芝二丁目31番19号	10,472	0.56
— ※7	—	8,000 (8,000)	0.43 (0.43)
桑木小恵子 ※5	—	7,000	0.37
— ※7	—	3,000 (3,000)	0.16 (0.16)
— ※7	—	3,000 (3,000)	0.16 (0.16)
— ※7	—	3,000 (3,000)	0.16 (0.16)
— ※7	—	3,000 (3,000)	0.16 (0.16)
— ※7	—	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
— ※7	—	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
— ※7	—	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
— ※7	—	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
— ※7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
— ※ 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— ※ 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— ※ 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— ※ 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— ※ 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— ※ 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— ※ 7	—	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
所有株式数1,000株の株主3名 ※ 7	—	3,000 (3,000)	0.16 (0.16)
所有株式数700株の株主1名 ※ 7	—	700 (700)	0.04 (0.04)
所有株式数300株の株主10名 ※ 7	—	3,000 (3,000)	0.16 (0.16)
所有株式数200株の株主20名 ※ 7	—	4,000 (4,000)	0.21 (0.21)
計	—	1,874,384 (182,396)	100.00 (9.73)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※ 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※ 2 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
- ※ 3 特別利害関係者等（当社の取締役）
- ※ 4 当社の元取締役
- ※ 5 当社の元監査役
- ※ 6 当社の執行役員
- ※ 7 当社の従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月12日

辻・本郷 I T コンサルティング株式会社
取締役会御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 肇

指定社員
業務執行社員

公認会計士

本橋 義郎

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている辻・本郷 I T コンサルティング株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、辻・本郷 I T コンサルティング株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月12日

辻・本郷 I T コンサルティング株式会社
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 肇

指定社員
業務執行社員

公認会計士

本橋 義郎

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている辻・本郷 I T コンサルティング株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、辻・本郷 I T コンサルティング株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月12日

辻・本郷 I T コンサルティング株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 肇

指定社員
業務執行社員

公認会計士

本橋 義郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている辻・本郷 I T コンサルティング株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、辻・本郷 I T コンサルティング株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

辻・本郷 I T コンサルティング株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 肇

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本橋 義郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている辻・本郷 I T コンサルティング株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、辻・本郷 I T コンサルティング株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるコロニーインタラクティブ株式会社において、2025年7月29日に同社が利用するクラウドサーバーが第三者による不正アクセスを受け、2025年9月期第4四半期の連結決算において特別損失を73,678千円計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。



辻・本郷 ITコンサルティング